

平成26年 3月12日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井 実	14番	佐藤高清
15番	佐藤 博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

13番	小坂井 実	15番	佐藤 博
-----	-------	-----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市 長	服部 彰文	副 市 長	大木 博雄
教 育 長	下里 博昭	総 務 部 長	佐藤 勝義
民生部長兼 福祉事務所長	山田 英夫	開 発 部 長	石川 敏彦
教 育 部 長	服部 忠昭	総務部次長兼 総務課長	村瀬 美樹
総務部次長兼 防災安全課長	伊藤 久幸	民生部次長兼 健康推進課長	服部 誠
民生部次長兼 福祉課長	前野 幸代	民生部次長兼 介護高齢課長	佐野 隆
開発部次長兼 商工観光課長	服部 保巳	開発部次長兼 下水道課長	三輪 眞士
会計管理者兼 会計課長	渡辺 安彦	教育部次長兼 生涯学習課長	八木 春美
監査委員 事務局長	松川 保博	財 政 課 長	石田 裕幸
秘書企画課長	山口 精宏	税 務 課 長	伊藤 好彦
収 納 課 長	山 守 修	市民課長兼 鍋田支所長	平野 進

十四山支所長	花井明弘	保険年金課長	平野宗治
環境課長	鈴木浩二	総合福祉センター長	佐野隆
児童課長	渡辺秀樹	農政課長	半田安利
土木課長	橋村正則	都市計画課長	竹川彰
学校教育課長	立松則明	図書館長	奥田和彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤邦夫	書記	佐野智雄
書記	浅野克教		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成26年度弥富市一般会計予算
- 日程第3 議案第2号 平成26年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第4 議案第3号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第5 議案第4号 平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第5号 平成26年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第6号 平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第8 議案第7号 平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第8号 公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第9号 弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 弥富市行政財産目的外使用料条例の一部改正について
- 日程第12 議案第11号 弥富市青少年問題協議会条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 弥富市社会教育委員の定数等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 弥富市子育て支援センター条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 弥富市都市公園条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 弥富市下水道条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 弥富市汚水処理施設条例の一部改正について
- 日程第19 議案第18号 弥富市農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業分担金条例の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第21 議案第20号 市道の認定について
- 日程第22 議案第21号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第7号）

- 日程第23 議案第22号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第23号 平成25年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第24号 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第25号 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（佐藤高清君） おはようございます。

ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、小坂井実議員と佐藤博議員を指名します。

- ~~~~~
- 日程第2 議案第1号 平成26年度弥富市一般会計予算
 - 日程第3 議案第2号 平成26年度弥富市土地取得特別会計予算
 - 日程第4 議案第3号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計予算
 - 日程第5 議案第4号 平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第6 議案第5号 平成26年度弥富市介護保険特別会計予算
 - 日程第7 議案第6号 平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
 - 日程第8 議案第7号 平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
 - 日程第9 議案第8号 公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について
 - 日程第10 議案第9号 弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について
 - 日程第11 議案第10号 弥富市行政財産目的外使用料条例の一部改正について
 - 日程第12 議案第11号 弥富市青少年問題協議会条例の一部改正について
 - 日程第13 議案第12号 弥富市社会教育委員の定数等に関する条例の一部改正について
 - 日程第14 議案第13号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
 - 日程第15 議案第14号 弥富市子育て支援センター条例の一部改正について
 - 日程第16 議案第15号 弥富市都市公園条例の一部改正について
 - 日程第17 議案第16号 弥富市下水道条例の一部改正について
 - 日程第18 議案第17号 弥富市汚水処理施設条例の一部改正について
 - 日程第19 議案第18号 弥富市農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業分担金条例の一部改正について
 - 日程第20 議案第19号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
 - 日程第21 議案第20号 市道の認定について
 - 日程第22 議案第21号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第7号）
 - 日程第23 議案第22号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 - 日程第24 議案第23号 平成25年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第25 議案第24号 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第26 議案第25号 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第1号から日程第26、議案第25号まで、以上25件を一括議題とします。

本案25件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず平野広行議員、お願いします。

7番（平野広行君） 7番 平野広行です。

私は、議案第1号平成26年度弥富市一般会計予算について、2点ほど質問いたします。

まず1点目ですが、予算編成のあり方について質問いたします。

本市の場合、市税の当初予算額に対して、決算額はここ数年、約2億円から3億円上回っております。23年度当初予算額72億9,262万円に対して決算額は75億2,728万円で2億3,400万円の増、24年度は当初予算額71億7,929万円に対して決算額は74億8,776万円で3億847万円の増、25年度は当初予算額で74億8,909万円に対して最終見込み額は77億649万円で、2億1,740万円の増が見込まれております。

今年度の予算編成においては、昨年来見直しをお願いしてきた繰越金と繰入金の関係において、繰越金を前年度の3億5,000万円から6億円とし、繰入金を5億2,000万円から2億5,000万円にすることにより、財政調整基金を取り崩さない予算編成が行われ、わかりやすくなった点は評価しますが、一般会計において普通債と臨時財政対策債を合わせた市債の残高は26年度においては117億円であり、22年度の108億円から4年間で9億円ふえております。先ほど述べましたように、毎年歳入予算額に対して歳入決算額は2億円ほど上回っております。普通債の発行を2億円ほど抑えた予算編成を行い、今後、新庁舎の建設、平成33年度における合併算定替えによる地方交付税6億円強がなくなったときの財政を考えると、財政調整基金を崩さず市債残高を減らす予算編成を行うべきだと思います。今年度の市債は、臨時財政対策債6億7,600万円、普通債5億5,500万円の合計14億2,100万円となっております。

そこで、ちょっと資料として説明させていただきますが、中日新聞で、3月になりますと各市町村の予算が計上されまして、それに伴って市債残高、それから財政調整基金の残高と一緒に報告されます。ことしの場合も載っております。それを拾って比較してグラフ化してみました。そうしますと、大治町が一番財政調整基金に対して市債残高は少ない。弥富市の場合ですと、大治、あま市に次いで弥富市が3番目にいいという状態です。財政調整基金に対する市債残高は、弥富市の場合5.6倍、大治町の場合は4.8倍、一番悪いのは北名古屋市19.4倍という、ことしの26年度の中日新聞に掲載された表から抜粋してグラフ化したものであります。

こんなような状態で、本市の場合は割かしまだ財政状況はいいというところではありますが、

将来のことを考えると、私が今言ったような予算編成をしていただきたいと思います。それに対してお答え願いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 市債発行額を抑えて残高を減らす予算編成をすべきであると考えながらという御質問でございますが、確かに中期財政計画の長期財政見通しにお示ししましたとおり、公債費につきましては平成30年度までは増加を続ける見込みであり、財政の硬直化は今後さらに進むものと考えております。

議員の御指摘のとおり、市といたしましても市債の発行は可能な限り抑制すべきものと考えておりますが、公共施設の建築などやむを得ず市債を発行する場合にも、交付税措置のある起債メニュー、元利償還金を交付税で見てもらえる、そういったメニューを選択するなどしまして、少しでも財政の硬直化を避けるべく予算編成をしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） 予算に関係しますので、中期財政計画についても少し伺います。

中期財政計画書において、歳入合計から歳出合計を引いた額、いわゆる形式収支額が25年度から34年度まで赤字の計上がなされております。決算額の推移を見ますと、平成20年度から24年度まで、全ての年度において約6億円から8億円の黒字であります。この黒字である形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を引いた実質収支を計算し、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いて単年度収支が出るわけでありまして、この時点では、赤字になることもあります。実際、20年度と23年度においては、20年度151万円、23年度2億967万円の赤字であります。その後、黒字要素である財政調整基金積立金や地方債繰り上げ償還金を赤字要素である財政調整基金取り崩し額を控除した額で本当の市の財政状況がわかる実質単年度収支が出るわけでありまして、20年度においては9,239万円の赤字、21年度においては1億7,865万円の黒字、22年度8,827万円の黒字、23年度2億674万円の赤字、24年度1,779万円の赤字といった結果が出ているわけで、この額を弥富市の財政状況として説明し、今後の予算編成、さらには中期財政計画書の作成に当たるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 形式収支のみならず、財政調整基金への積立金や取り崩し金を考慮した実質単年度収支、さらには減債基金までも考慮した、要は現金預金を減少させないような財政運営をしていこうというふうに考えております中で、現在の状況が続いた場合に、合併算定替えが終了することとか、毎年毎年介護保険への繰出金が増加している、さらには後期高齢者医療の市負担分がふえている状況の中で、ほかの状況が変わらなければ歳入が減って歳出がふえるという中で、長期財政見通しを作成させていただいておるわけございま

す。

そうした中で、これの対応としてさまざまな行政改革を行いまして、この財源不足を解消しようというふうに考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） わかりました。じゃあ2点目に移らせていただきます。

2点目は、総務管理費の中の防犯対策費について質問します。

26年度の予算編成としては、中日新聞の掲載にもありましたように、弥富市の当初予算は防災、子育て充実型としてあります。防災面では、老朽化した白鳥保育所の建てかえにより、屋上には水害の際に300人が一時避難できるようにするといった一石二鳥の対策がとられております。また、十四山保育所、白鳥小学校等屋上へ避難できる外階段設置の工事、弥生小学校においてはその調査設計工事費を見込んだ予算が計上されております。また、津波・高潮緊急避難場所の案内看板設置等、対前年比約3,600万円増の予算となっており、後期基本計画に当たり行った市民アンケート調査による安全・安心なまちづくりを望む市民の声に応えた予算計上がなされており、防災面に関しては問題ないと思います。

しかし、防犯面に目を向けると、防犯灯は毎年LED化を進め、新規設置90灯、器具取りかえ90灯を行っており、ことしは器具の取りかえが50灯ふえ、140灯が予定され、予算も79万円増額されております。昨年は、自転車駐車場の防犯対策のため防犯カメラの設置に対して予算計上がされ、ことしも50万円計上されております。

最近全国における犯罪において、事件解決に防犯カメラが非常に役立っており、また犯罪の抑止効果を増しております。本市内の自治会においても、最近自治会で防犯カメラを設置しようという動きもあります。現在、本市においては防犯カメラ設置に対する補助金制度はありませんが、市民協働のまちづくりを目指し、防災面においては自主防災会に対して機材購入費として補助を行っております。防犯面においても、同じ考えを持って補助金制度を設けるべきだと思います。

昨年12月の定例会におきまして、小坂井議員から防犯カメラの設置についての質問に対し、市側の回答として、設置については実際の犯罪発生状況等を考慮し、設置を考えていきたいとしております。この回答は、市側が主体で設置する場合の回答であります。私が提案するのは、設置主体は自治会です。自治会が設置するのに市から補助金を出してはどうかという質問です。例えば、ことしの予算では防犯カメラ1台50万円の予算ですが、この予算をあと50万円増額し、補助金額を100万円とし、1台につき5万円補助ということにすれば20台の防犯カメラが設置でき、10万円の補助であれば10台の設置ができるわけであり、防犯カメラ設置の効果が早まります。

そこで、24年、25年、26年の3年にわたりまして、防犯対策費について比較をさせていた

だきます。24年度は防犯灯のLED化に新設100灯、器具取りかえが100灯で530万円、防犯灯維持補助金として1,838万3,000円、防犯カメラが45万円であります。25年度は新規が90、器具取りかえが90で350万円、防犯灯維持補助金が1,837万3,000円、防犯カメラ50万円。今年度ですが、新設が90灯、器具取りかえ140灯で4,290万円、防犯灯の維持補助金が1,811万円、防犯カメラ50万円と、こんなような予算計上の比較になっております。

この防犯灯の維持の補助金というのは1,800万ちょっとで、3年間ほとんど変わりません。これはこれでいいんですが、LED化の新規とか器具の取りかえ、これについて昨年からことしの場合には79万円ふえております。50台の器具取りかえがふえたからこれはふえたわけですが、こういった予算を防犯カメラのほうに回していただいて、防犯カメラの設置の補助金のほうに使ってもらえないかと、こういうふうに思っておるわけでございます。

稲沢市におきましては、26年度予算において、防犯カメラの設置費補助事業として200万円計上しております。弥富市としても、地域の安全・安心に役立てるよう防犯カメラの設置補助金制度を設けてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 防犯カメラを自治会が主体になって設置する場合の補助金制度についてという御質問でございますが、平成26年度の当初予算編成段階では、この自治会の設置する防犯カメラに対する補助金制度については考えておりませんでした。

愛知県下におきまして、幾つかの自治体で補助金制度がございますが、補助対象地区は住宅地や共同住宅の駐車場などになっております。また、補助金の率としましては、2分の1程度となっております。

今後の対応でございますが、自治会が設置する防犯カメラの補助制度につきましては、犯罪情勢を考慮しながら、来年度以降に実施するかどうかの検討をしてみたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 追加答弁をさせていただきますけれども、犯罪の抑止という形の中ではまだまだ弥富市の中において、南部地域あるいは駅周辺というような状況の中においては、高速道路というような高規格道路もありますので、犯罪の件数がなかなか減らないというのも実態でございます。

新しい区長さん等が4月から発足させていただきますのでお願いしていきますが、また区長会等を通じて一度自治会の御意見を伺いたいというふうに思っております。そして、平成27年度、もしくはそれ以前ということになるかもしれませんが、いずれにいたしましても前向きに犯罪防止という形の中では努めていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） ありがとうございます。

これで私の質問を終わらせていただきますが、1点だけ数値的なことなんですが、LEDの新設した場合の単価と、器具を取りかえた場合の単価は幾らずつになっておるんでしょうか、ちょっとお聞きしたいんですが。

議長（佐藤高君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 本年度の予算計上の段階でございますけれども、新規が1万7,000円、それから取りかえが1万9,000円で積算しております。

議長（佐藤高君） 平野議員。

7番（平野広行君） 24年度から26年度の予算計上された説明書の中で、100台とかいろいろ書いてあります。それに対する金額が530万、350万、ことしですと429万になっておりますが、今言われた数字ですと、ちょっと合わないような気がするんですが、これはきょうでなくていいです。総務委員会のときにちょっと御説明いただければいいと思いますので、わかるように説明していただきたいと思いますが。

議長（佐藤高君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） LED自体が年々安くなっているという現状がございます、器具自体が。それで、当時の値段の積算とことしの積算は若干違っておるといふことでございますので、細かい数字につきましては、また委員会等で御説明させていただきますと思います。

議長（佐藤高君） 平野議員。

7番（平野広行君） じゃあ委員会のほうで説明いただくよう、よろしく願いいたします。

これにて私の質疑を終わらせていただきます。

議長（佐藤高君） 次に、佐藤博議員、お願いします。

15番（佐藤 博君） 15番 佐藤博。通告に従いまして、4点質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に補正予算であります。議案第21号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第7号）について、まず繰越明許費補正のうち、新庁舎建設事業2億2,650万円について質問をいたします。

これは、昨年6月議会において、隣地の土地約1,600平方メートル取得のための土地取得費及びそれに伴う物件移転補償費1億530万円の補正予算であり、現在、この取得費が今までに例のない高額であるために監査請求が出され、さらに住民訴訟事件となって、名古屋地方裁判所において審理されているものであります。

この問題は、最初から私の経験からして、問題になることを警告しておきましたけれども、慎重な対応を私は促したわけでありまして。しかし、議決されたためにこのような住民訴訟事

件という事態にまで至っておるわけであります。

そこで、初めから25年度には支出しない補正予算であるということ、繰越明許はやらないと明言しておきながら、今回繰越明許を提案されたという地方財政法を逸脱した予算編成に対しまして、補正予算とはどのような意味があるのか、また繰越明許とはどのような場合に適用されるものであるのか、その認識を最初にもう一度尋ねておきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） 昨年6月議会で可決、承認いただきました新庁舎建設事業に係る土地購入費、物件移転補償費の補正予算につきましては、愛知県の収用事業認定を受けるために補正をさせていただきました。

この予算につきましては、将来にわたり支出をしないということではなくて、スケジュール的に見て本年度中には無理ではないかということで、新年度予算に改めて計上させていただくということで、6月には御説明をさせていただきました。

方針を改めさせていただいたのは、議員の皆様各位から御意見をいただきまして、不用額としてなかったものにするのではなくて、26年3月、今議会において一般会計補正予算において繰越明許費補正として計上し、議会の議決を経て次年度に繰り越す方法に改めさせていただきたいということ、昨年の11月の臨時会で答弁を申し上げております。

繰越明許費につきましては、資料をお渡しし、御説明申し上げますけれども、歳出予算の経費のうち、その性質上、また予算成立後の事由により、当該年度内に支出が終わらない見込みのあるものについては、あらかじめ予算に定めることによって翌年度に繰り越しをして使用することができる制度でございます。

また、単年度で完成するものとして予算計上されている事業の執行が遅延または未完成となった場合に、その執行を翌年度に持ち越すものでございまして、その際に当該経費に係る歳出に充てるための必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越すことができる制度でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 確かにそういうことであつたと思っております。

しかし、25年度には全く使っておらずに全額が繰越明許になっておるということ、これを確認したいと思いますが、副市長、どうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） 今回の繰越明許費補正につきましては2億2,650万になっておりまして、まず用地の取得費、それから物件移転補償については全て繰越明許にしております。

それと加えまして、当初予算にございました新庁舎の設計監理費の委託につきまして500万円繰越明許として加えております。これは委託期間につきまして6カ月延長させていただ

きました。そうしたことによって、現実には2,500万円の予算のうち2,000万円を支払いいたしまして、残の500万円を、これは免震構造の評定手続とか積算業務、建築確認申請の業務がございますので、その分を加えて合わせて2億2,650万円を繰越明許補正とさせていただきます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） したがって、結局補正予算で提案されたものは全部繰越明許と。これは土地の取得費と、それから物件移転補償金、間違いありませんね。

去る2月13日、名古屋地方裁判所における第3回の審理の中において、被告である服部市長側の弁護士から提出された証拠説明書による繰越明許の認識について、このように答弁書が書かれております。

繰越明許費として取り扱われる場合、それは単に一旦成立した予算の執行だけが翌年度になるということではなく、改めて補正予算として計上、審議された上で可決を得られる金額について翌年度に執行し、決算も翌年度の決算とあわせてなされるものであって、繰越明許費と、もともと成立した際の予算との同一性は希薄であると。これは、成立したということは、補正予算ですよ。補正予算と同一性はないと。希薄ということは、それとは限定できないという意味だと思んですが、そして本件においても、原告らの監査請求の対象は平成25年6月26日に可決された平成25年度弥富市一般会計補正予算（第2号）における隣地土地購入費並びに物件移転補償金であるが、繰越明許費はここで言う平成25年度弥富市一般会計補正予算（第2号）とは別個の予算に基づくものであると。また、繰越明許の議決が得られるか否か不確定であること、現在の予算と同額が認められず、減額されて可決される可能性もあり、金額についても未確定であると、こういうように繰越明許費について書かれております。したがって、繰越明許費として扱うとしても、隣地土地購入費並びに物件移転補償金が原告の言う金額で支出されるかどうか不確定であって、当該行為がなされることが相当の確実さを持って予測される場合には当たらないということで、この証拠説明書で答弁がされておるわけでありませぬ。

そこで、私はお尋ねしたいと思いますが、まず最初に、昨年6月議会において補正予算として提案されたとき、このような金額条件で合意されたから補正予算を提案すると、そしてそれぞれの手続をやると、こういうようなことが提案説明であったと記憶しておりますが、そうではありませんか、副市長。

議長（佐藤高清君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） 平成25年6月の補正予算（第2号）につきましては、条件の合意ができるようになったので提案をさせていただいたものでございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） そうですね。しかし、この証拠説明書からすると、この繰越明許費2億2,650万円は仮の予算であって、具体的な実質取得金額ではなく、今後変更することがある金額であるというようにとれるわけですが、その点はどうかということ。補正予算額と繰越明許費とは同一金額のものとなっているのではないかということ、この点について明確な説明をいただきたいと思います。

議長（佐藤高次君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） 今回の繰越明許の補正予算につきましては、平成25年6月に補正予算（第2号）に計上した土地購入費及び物件移転補償金と同額でございます。

仮に議会の議決で否決、あるいは減額修正して補正されることはあっても、市側から変更するということはございません。

議長（佐藤高次君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） そのとおりですね。正直に大木副市長から答弁をいただいております。

そうすると、この証拠説明書の考え方からすれば、地方財政法の建前からして、25年6月議会での補正予算は今議会において不用額として処理し、26年度の当初予算に計上して改めて審議するようにすべきで、そういうこともあるのではないかと、こういうようにとれるんですが、どうでしょうか。

議長（佐藤高次君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） 補正予算で繰越明許費補正として計上することと、改めて平成26年度で当初予算に計上することについては審議において議決をいただくということに変わりはなく、同じことであると考えております。

議長（佐藤高次君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） そうですね。そうすると、この証拠説明書からすると、今後、土地所有者との最終的に交渉いかんによっては増額になったり、あるいは減額になるようなことも起こり得るということが予測された証明ですが、どうでしょうか、その点は。

議長（佐藤高次君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） 土地購入費、それから物件移転補償金が所有者との交渉によって増額、あるいは減額するということはありません。

現在の計画では、物件移転補償金につきましては平成26年度に再度積算業務を行う予定をしております。再積算によりまして移転補償金がかかる要因としましては、当初の積算時から建物の経過年数に伴い再積算率が当然下がってくるというふうに思っております。それと、反対に再積算によって上がる要因が考えられますのは、最近の急激な資材や労務費の高騰、消費税アップなど、建設事業をめぐる急激な環境変化によりまして増加することも考え

られますが、繰越明許費の範囲内でおさまることができなければ改めて予算を計上し、きちんと説明をさせていただく予定をしております。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 今、大木副市長の答弁からすると、適切な答弁だったと私は思うんですけども、また繰越明許費が変更するようなことになったら、金額の内容によっては、議会はどれだけ6月にきちっと中身を審査したかということも一つの大きな問題になってくる可能性もあるということをつけ加えておきたいと思います。

そこで、今、再調査ということでありましたが、物件補償調査積算業務、要するにこれについて議会で説明があったのは、県の物件補償調査積算業務を行っている4社を指名し、公正な指名競争入札の結果、株式会社石田技術コンサルタンツ名古屋支店が落札し、公正に積算した結果が1億530万円であると、これは議事録から私はとっておりますので、そういうように答弁がされておったはずであります。

そこで、この金額が果たして一番妥当かどうかというようなことも考えなきゃならぬので、今、副市長はまた積算業務をもう一度やり直すということであるから、それであれば一つの前進だとは思いますが、参考のために申し上げますと、この業者の選定、これは入札執行調書、これは原告が請求をして市側から出されたものであります。入札の方法、指名競争入札、予定価格164万円、落札金額160万円、4万円下だったわけですね。石田技術コンサルタンツ名古屋支店は160万円で最低価格であったから、これにプラス5%の消費税をつけて168万円がこの業務を行ったと、こういうことであります。

ところが、その次に参加した4社のうちの3社、富士コンサルタンツ株式会社、株式会社佐久間測量設計、株式会社三愛設計、全部入札価格が175万円で一緒なんです。どう見ても談合のような感じがするんですが、そういうようには感じませんか。どうですか。

議長（佐藤高清君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） 今回の入札に関しては、市の指名審査会において決定した事業者でございます。それで、入札に際して各社に積算に必要な金抜き設計書をお渡しし、各社で入札額を積算して応札されたものでございます。

物件移転補償調査業務委託の設計書については、ほとんどが人件費の積み上げという内容でございまして、また比較的小規模な業務でございますので、入札金額に差が生じなかったものと考えております。談合という疑惑については、感じておりません。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） これは証拠があるわけではありませんけれども、1社だけが160万円で、あとの3社が全部そろって175万円というのは、今人件費どうのこうのということだけれども、非常におかしな入札だったと私は思っています。ですから、今度改めてやる場合

には、もっと慎重な業者の選定、それから入札の方法をしっかりと考えてやっていただくように要望しておきます。

続いて、これは24年度において支出済みとなっています地質調査費です、ボーリング。これ1,034万円だったと思っておりますが、以前に私は地盤沈下の原因調査資料として、愛知県にはこの地域の地質調査データがあり、このデータを一部活用すればもっと金額が減額できる。

私は、なぜこういうことを申し上げたかということ、県のOBの業績担当の人が私にそう言ったんです。これは高いわなと言ったから、私はこういうことを申し上げたんです。幾らが妥当かどうか、私はわかりません。わかりませんけれども、そういうことで県のほうでは言っておるわけです。しかし、適正価格であるとのことでありましたが、愛知県は来年度予算に蟹江警察署の地質調査費が計上されました。これ570万円です。半額に近いです。新聞にも掲載され、先般私は大村知事にお目にかかる機会があったから、蟹江警察署の話聞いたときにもこのような話がありました。県の関係者もそういうことで570万円であるということ聞いたわけでありまして。金額が多少違っておたらまた教えてください。蟹江警察署の地質調査費と弥富市の地質調査費の格差というのはどういうようになっているのか、ちょっと聞かせてください。

議長（佐藤高清君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） 蟹江警察署の地質調査については内容は承知しておりませんので、本市との価格差についてはお答えすることはちょっとできないと思いますが、新庁舎建設に伴う地質調査業務につきましては、ボーリングについては55メートルから65メートルの調査を3本行っております。それから、地盤の許容応力度、それから基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査を行いました。

それに加えて、本市は地震時に液状化しやすいとされる地下水位が高いということから、緩く堆積した砂質地盤でありますので、液状化対策工法を取り入れるための液状化調査も行いました。

本市の新庁舎建設に伴う地質調査業務につきましては、7社の指名競争入札で受注者を決定しておりまして、委託したものでございます。他市と比較して、これは愛西市でありますけれども、ほぼ同等の価格で行います。以上でございます

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 新聞にも発表されたと思うんですが、この蟹江警察署の地質調査費、金額は御存じないですか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） きょうの議案質疑という状況の中で、佐藤議員のほうからその項目に

ついてお預かりさせていただいておるわけでございますけれども、その中で地質調査費では700万円という形で、佐藤議員みずからその数字を私どものほうに提案していただいております。また、私どもにつきましては、それを確認したことはございません。一度精査していきたいというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） これも大事な問題だから、例えば蟹江警察署が570万円と聞いておったんですが、700万円なら700万円でもいいです。弥富とそれほど距離が離れたところでもないですし、蟹江も同じ地盤沈下対策で調査がされておるんです。だから、そういうところにこれだけの差がつくというのは、私は非常に問題があると思いますので、よく調査をして、疑いのかからないようにやってもらいたいと思います。

続いて、繰越明許といい、物件移転補償業務並びに物件移転補償金の1億530万円といい、地質調査費といい、また1対1.28の土地の交換といい、市民がこういうデータ、数字を知ると、非常に不信を抱く問題であると思っております。今まで市長は、この問題については、そういう具体的な金額や何か説明されておりません。ただ、監査請求という、この前私が言ったとおりだからくどいことは言いませんけれども、そういう説明だけで本当の中身の説明が全然市民にはされてないんですよ。この点はよく考えて、正しく情報を公開し、市民の声を謙虚に受けとめる心がけが重要だと思いますので、しっかりとひとつその点は考えてやっていただきたいと思います。

次に移ります。

土地改良区の補助金925万円について、まず第1段階として土地改良団体の合併はどのようになっているのか。これは、金額的にはかなり減額になっております。半分近くになっておりますが、私は前から言っていますが、今、農家の土地改良区に対する負担というのは大変問題なんです。これは議会でも今皆さんかなり真剣に考えておっていただくわけですから、こういうようなときに海部土地改良区に1反2,400円も出さなきゃならん。そして、それぞれの経常経費で、鍋田、弥富、あるいは十四山の土地改良区も相当のものを出しておるんです。私が聞くところによると、愛西市は何か4つの土地改良区が1つに合併したのか、事務所を1つにしたのか、かなり合理的なやり方変わったということも聞いておりますので、一遍その点も考えて、弥富の土地改良団体を今後どういうようにする予定なのか、市長、はっきりと説明していただきたい。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 土地改良区の問題について御答弁申し上げます。

ことし、平成26年度の当初予算という形の案では、それぞれの土地改良区に対する補助金額を大幅に減額させていただきました。前年度52.6%という状況でございます。これは各土

地改良区の昨年の総会等で出される資料、そういった形の中で私どももよく精査をさせていただいたという状況の中で、弥富、十四山等については300万円、そして鍋田土地改良区につきましては325万円という形で、合計925万円を計上させていただいておるところでございます。また、お認めをいただきたいというふうに思っております。

土地改良区の再編成というような状況につきましては、佐藤議員のほうから何度もお話をいただき、その趣旨は十分私としては理解をしているところでございます。しかしながら、長い歴史での組織団体でもございまして、十分に時間をかけてさまざまな項目について確認をしていかなきゃならないだろうというふうに思っております。

そんなような形の中で、過日、弥富、鍋田、十四山、孫宝の4つの土地改良区の合併に向けての協議という形で、皆さんの意見聴取を図ったところでございます。各土地改良区の理事会あるいは役員会という形の中で、その意向につきましては、弥富、十四山、孫宝の3土地改良区につきましては、おおむねこの再編成に対しては御理解をいただいているところでございます。しかしながら、鍋田土地改良区におきましては、用水あるいは排水の受益が他の3土地改良区と重複していないということから、3土地改良区の状況を考慮し、時期等も含め前向きに検討したいという答えをいただいております。また、各土地改良区とも排水賦課金のさらなる削減ということについて、その要望が出されているわけでございます。

各土地改良区の課題につきまして少しお話を申し上げますけれども、これは佐藤議員も御承知かと思っておりますけれども、それぞれの持ち合わせる財産、あるいは賦課金の相違、あるいは転用決裁金の調整、あるいは受益水系の違いというようなことが大きな問題かなというふうにも思っております。

いずれにしても大変厳しい状況で、先ほども議員のほうから御指摘がありますように、農家の経常賦課金をいかに軽減させていくか、これが一番大きな、私どもとしても目標でありますし、各土地改良区にお願いをしているところでございます。今、平均で1反当たり7,100円を排水用水というような形の中でお願いをしておるわけでございますので、そんなことをぜひとも軽減していかなきゃならない。特に排水の賦課金につきましては、過去には20%ほど市が持っているわけでございますけれども、これにつきましてはさらに農家の軽減策をまたしっかりと計画していきたいというふうに思っております。

また、施設管理でございますけれども、土地改良区の円滑な実施ということについてはこの施設管理が大変重要な問題でございます。農家の方も高齢化になってまいりました。あるいは世代交代というような状況の中で、十分な施設管理ができてないのが今の現状でもあるわけでございます。こういったようなところをいかに円滑に進めていくかということが大きな課題だろうというふうに思っております。

しかしながら、事業としては土地改良事業、いわゆる農村農業整備事業というのは、その

まちの安心・安全を図る上においては必要な事業である。特に私ども弥富市におきましては、海拔ゼロメートルあるいはマイナスという状況がございますので、防災・減災上の問題等も含めてその事業を進めていかなきゃならないというふうに思っております。

そういった形の中で、政権交代がございました。民主党政権のときと土地改良区の関係につきましても、佐藤議員が一番よく御存じだと思っております。大幅な予算の削減という形の中で、土地改良事業の必要性というところまで言われてきたわけでございますけれども、一昨年の政権交代によって土地改良事業の必要性という形の中で、大幅に予算が復活をしている状況でございます。平成26年度の国の予算は4,200億円、前年度対比で125%というような状況でございます。また、愛知県の予算も177億を計上してみえて、対前年度比123%という形で、非常に大きな伸長率でございます。そして、愛知県の予算のうち30%近くはこの海部管内へという、環境ということを十分理解していただいた上での予算が含まれているというふうにお聞きしております。こうしたことに対して、市としても基本的には市の役割で応援をしていきたいというところもでございます。

そんなような形で、今すぐに合併ということはもちろん大事なわけでございますけれども、今こういった形で国・県の予算がついてきておるわけでございますので、安心・安全のまちづくりという中においても、今はしっかりとこの4土地改良区がそれぞれの柱の中で事業を進めていただくということも私は必要だろうというふうに思っております。それぞれの土地改良区の御努力をお願いしていきたいというふうに思っております。

そして、愛西市のお話がございましたけれども、弥富市も基本的には最初にお話をさせていただきましたけれども、3土地改良区を再編成して1カ所で事務事業をしていただくという形の中で、総合的なコストを削減していきたい、そういう形で御努力されてはいかがですかということを提案していきたいというふうに思っております。そして、最終段階におきましては、鍋田土地改良区を含め、最終的には一本化をもって市の土地改良事業ということに対して応援をさせていただくというような状況が一番望ましいというふうに思っております。愛西市の成り行きも見詰めて、しっかりと弥富市も勉強していきたいというところがございます。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 博君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 2点指摘をしておきます。

この土地改良団体に補助金を出しておるといのは、要するに人件費だと思います、これは。旧弥富の場合を言いますと、鍋田土地改良区については、実は前に預かっていた金を収入役が使い込んだということがあって、その代償として補助金を出す、人を派遣する、ということが始まりなんです。それから、弥富土地改良区については、市街化を抱えておるといこともあって、土地改良団体をつくること自体に賛否両論があって大変だったんです。

そこで、団体をつくらなきゃあ木曾川用水の水がもらえないということもあって、それじゃあ困るから例えば人件費の一部を持ちましょうというような、こういう歴史的経過があるんです。十四山の土地改良区は、初めからそういう補助金はないはずなんです。この点はひとつ十分踏まえて、歴史的背景もありますから、いつまでも甘えておるといふ考え方でないようにはしていただきたいということ。

それから、政府も土地改良団体にということですが、本当に土地改良団体になければやれない仕事、土地改良団体になくても、今、排水機や何かほとんど市が負担しておるんですから、そういうものの区別を一遍きちっとしてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（佐藤高次郎君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁させていただきます。

土地改良区の事業内容でございますが、現在、土地改良区の設立につきましては土地改良事業の施行を目的として、愛知県知事の認可を受けている団体でございます。

現在、弥富市内で行われております土地改良事業としましては、県営事業におけます湛水防除事業、地盤沈下対策事業、緊急農地防災事業、特定農業用管水路特別対策事業でございます。いわゆる特特事業でございます。団体営によります基盤整備促進事業等の土地改良区の申請により実施をいただいているところでございます。また、市内の各土地改良区におきましては、排水路の改修、揚水機場の改修を初め、排水施設の維持管理等も行っております。

これらの事業につきましては、土地改良法に基づきまして農家の皆さん方の同意をいただいて取り組んでいるわけでございます。土地改良区が管理する土地改良施設は、農業用だけではなく、大雨、洪水時におきましての防災・減災的な役割も兼ねております。大変重要な施設でもあり、市民の皆さん方の生命・財産を守る上でも大きく貢献をいただいております。また、社会情勢が大きく変化する中で、農地や農業施設等に食料の安定供給を欠かせない大切な基盤であるとともに、美しい景観などの維持及び保全等、多面的な機能を有する大切な資源でもございます。現在、市内で43集落14地区におきまして、農地・水保全管理支払交付金事業を実施していただいております。

15番（佐藤 博君） 答弁中だけれども、そのことはわかっている。土地改良団体にできないもの。

開発部長（石川敏彦君） ですから、土地改良区が大きくかかわっており、この地区の環境保全にも貢献していただいております。ですから、こういった土地改良区が非常に公共性の高い団体でもございますのでということで認識しておりますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高次郎君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 私が言っておるのは、土地改良団体でなければやれない仕事。例えば湛水防除事業だって、排水機や何かもほとんど負担金は市が出しておるでしょう、地盤沈下でも。何も市が肩がわりしてやればいいんでしょう。ということは、名前は湛水防除ということだけれども、一般の市街化区域とか、みんな同じような家庭用の排水も全部それで行っておるんだから、農家だけの負担になる問題ではないと思うんです。だから、土地改良団体でなければやれないものと、市がやればいいものがあるはずなんです。それをきちっと区別をすれば、土地改良団体がそれだけの大勢の人数を持ったり、費用を負担しなきゃならんようなことはないと思うんです。その点の整理ができてないから、本当は市が肩がわりせないかんのです、これは。農家が負担をしなきゃいかんということ。その点も一遍、時間が余りないからよく検討をして、これだけは絶対土地改良団体でなければできないもの、あとは市がやれるもの、きちっと整理をして話をせんといかんと思いますよ。そうせんと、土地改良の統合だとか、いろいろな問題は進まないと思います。

そこで続いて、3番目に観光協会の補助金等について質問をしてみたい。

この基本構想基本計画の中でも、市民の中には、ちゃんと15ページに観光の振興というところが全然マイナスばかりです。不満度、マイナス1.15、観光の振興、こういうようになっています。

まず、観光開発の不満度ということに解釈をすべきだと思いますが、観光協会の会長は今市長なんです、事務局はどこにあって、事務局長は誰がやっておるのか、最初に聞かせてください。

議長（佐藤高次郎君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 答弁させていただきます。

観光協会の事務局につきましては市のほうで行っておりまして、事務局は弥富市の商工観光課のほうで事務をやっております。以上でございます。

15番（佐藤 博君） 事務局長は。

開発部長（石川敏彦君） 事務局長という肩書はございませんが、課長が担当するというところでやっております。以上でございます。

議長（佐藤高次郎君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） まず最初に、これ考え直さないかんと思うんです。市長が観光協会の会長で、そして観光協会の事務局を市が持っている。そういう今の観光事業では、民間の活力を導入することは難しいです。

ということは何であるかといったら、市長あるいは役所がやっておってくれや補助金は安定しておるし、俗にいうお役所仕事ということで、これではなかなか本当の観光開発というか、観光事業にはなっていない。私はお役所仕事が悪いという意味ではないんですが、やっ

ぱりこの観光事業は弥富市のそれぞれの団体、あるいは市民が参加をしてやれるような、そういう組織にすることが大事だと思うんです。

だから、市民の今の各施策に関する満足度でも、観光の振興というのは不満度、全然プラスになっておらん。かといって、今度それじゃあ、きのう私が言いましたけれども、市のほうの評価、ここの中に観光は全然ないわね。ありますか。私は見ておらんのだけど。石川部長、どうですか。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 答弁させていただきますが、評価については載せてございませんが、全体的なものを含めて計画をしておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 結局そこの組織的な問題も一遍考えないかんと思う、これは。市が直接やるものと、また市長が直接会長になってやるものと、民間の活力を大いに活用して民間でやってもらって、そしてその結果を市長が評価をすると。こういうことではいかんじゃないか、こうやるべきじゃないかと、そういう指導的な立場に立ってやるというのがこの観光事業の開発なんですよ。そういう点は一遍市長、よう検討してください。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 観光協会のあり方という形で、確かに今佐藤議員の御指摘のとおり、長年の慣習的な形の中でその組織が継続されているということは否めません。私が会長をさせていただき、副会長には金魚組合の組合長が副会長、そして弥富市の商工会の商工会会長が副会長という形の中でさせていただいております。

こういった形の中で、弥富の地場産業を含めて大変厳しい状況もあるわけでございます。そういった形の中で、役員構成も少しみんなで協議をしていかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

しかし、守ることの大切さということも私はあえて観光の中では必要だろうということも思っておりますので、守るべきものは守っていく、そして新しく取り入れていくものにつきましてもしっかりと考えていくということで、ことしは相当4月の春まつりにつきましても民間の活力を導入していこうということで、今度3月19日に愛知県の大村知事のほうにもお伺いするわけでございますけれども、海部地方を盛り上げるチームができました。AMTという形でございますが、女性の8人組がやとみ春まつりでデビューをしていただくわけでございますけれども、そういった形の中での民間のアイドルユニットというか、そういったようなものも取り入れていきたいというふうに思っております。

また、大原議員のお力添えをいただきまして、お相撲の親方に会場に来ていただきまして、武蔵丸さんでございましてけれども、サイン会をやるとか、あるいは子供さんと楽しくお相撲

をとっていただくというような企画をさせていただいております。

いずれにいたしましても、老若男女というか、そういった形の人たちがその祭り、イベントに参加していただき、そして一日を有意義に過ごしていただけるということにつきましても、今後しっかりと考えていきたいというふうに思っております。また、議員のほうからこういうことを考えたらどうだ、こういうアイデアはどうだということにつきましても、具体的に御示唆いただきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 慣習ということではないです。私は、観光協会会長を何回もやれと言われたけれども、私がおらんときに決められて半年やってということで、これは絶対民間の人にやってもらわなきゃいかんということで、商工会長だとか農協の組合長だとか金魚組合の組合長だとか、こういう人たちが中心になって観光協会は盛り上げてもらってきたんです。

そして、いろいろな意見、あるいはまたそのあり方について、指導的な立場で、やっぱりこういうようにしたほうがいいんじゃないかということが言えるのが市長でなければいかん。今だと市長に対して、これはあかんじゃないかといって私ら言わんならん。それは本当に問題なんですよ。これは大いに検討する必要がありますよ。

それと、観光パンフレットなんかを見ても、例えば弥富の場合だったら金魚、ブンチョウ。しかし、ブンチョウは今どれだけ飼育しておられるか、ちょっと私わからんだけれども、誰が担当かな。

議長（佐藤高清君） 服部観光課長。

開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） ブンチョウということでございますのでお答えいたしますけれども、文鳥組合は今解散いたしまして、生産的には、趣味じゃないんですけども、やられているのが3軒、そのうちの販売されているのが1軒あるとお聞きしております。あればその1軒のところへ直接連絡申し上げるというような状況でやらせていただいています。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 確かにそのとおりです。ブンチョウはやっておらんのだ。この間も私は弥富の観光パンフレットをたくさん持って行ったんです。ブンチョウはどこでやっておると聞いても、ブンチョウは解散してないという話だ。ところが、パンフレットには金魚とブンチョウと、こうなっておる。もうちょっと時代の感覚をきちっと持ったパンフレットをつくることも必要じゃないかと思う。

それからという、今金魚の問題が出てきたんですが、弥富の金魚も大変厳しいところへ来ておるんです。

そういう中で、私が一昨年北朝鮮へ行ったときに、この弥富のパンフレットや金魚のお人形さんみたいなやつを持って行ったんですよ。そのときに一緒に行ったのが八幡太郎という大学の先生です。漫画家です。この人が、私がいろいろな説明をした、弥富の金魚は宇宙へもこういうふうに行ったんだよということで説明した。そうかと。そんなに有名なものだったら弥富の金魚の歌があるかということだったから、弥富の金魚の歌はないと、こう言った。ただ、弥富音頭の中には出てくるけれども、金魚だけの歌というのではないと思います。

そうしたら、私がひとつつくると。それで彼が今の服部勇次さんとは非常に親しいもんだから、2人が歌をつくってくれた。一遍これは一つのイベントや何かのときに、あるいはまた金魚組合がいろいろなところに展示したときにレコードでもかけておいたらいいんじゃないかと。それなら、例えば弥富中学校のブラスバンドでやってもらって、そしてテープでもとったらどうだということで、私は一遍検討されたらと言ったら、必要ないということで却下だ。この間、八幡太郎さんが亡くなった。その前に私が会ったときに、どうなっておるとのことだったので、これから検討させてもらうとは言っておいたんだけど、大変失礼なことになったと思っておる。

やっぱり観光事業というのは、目で見ることでも耳で聞くことも、それからいろいろなものを買ったり、あるいは競争したり、そういうものからこの祭りというのは生まれてくるんですよ。北海道の雪まつり、またこんなこと話すと長くなりますけれども、原点はそういうことなんだ。本当にやるならしっかりとそういういいものをどんどんどんどん取り入れていく、こういうことも考えるべきですよ。

余分なことかもしれんけれども、それだけつけ加えておきます。

それから、4番目の青少年健全育成推進事業、これもことは予算的にはわずかであります。そして、生涯学習課の評価にも青少年健全育成、1から5項目ありますが、1の青少年健全育成体制の整備というのがBだというわけですね。あとはCなんです、みんな。市長はこの会長でもありますが、本当に青少年健全育成の原点をどういうふうにご考えておられるのか、これからどういうふうにごやられるつもりなのか、ちょっと尋ねておきたいと思います。

議長（佐藤高君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） それでは、青少年健全育成の事業の概要につきまして、これまでの事業について御答弁させていただきます。

昭和49年に青少年健全育成推進都市宣言がされ、同じ時期に青少年健全育成推進協議会が設立されました。当時から、議員御指摘のように、主要施策であったことは現在も変わっておりません。項目的につきましては、青少年を取り巻く有害環境対策を講じることや、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年を保護し、その健全な育成に寄与することでございます。

事業としましては、市の恒例の行事であります推進大会において、23年度につきましては中学生広島派遣の発表、24年度につきましては海翔高校の活動発表、25年度につきましては地域に伝わる伝統芸能ということで、十四山東部小を中心とした神戸地区の太鼓の発表会を開催いたしました。また、同時に子育てや非行防止に関する記念講演も行い、また夏休み、冬休みには小・中学校、保育所、子ども会、PTA、民生委員、蟹江署の方々と連携し、街頭指導を実施しております。

また、家庭教育の推進の一環としまして、各種親子教室、映画鑑賞会、少年少女スポーツ教室の開催や、24年度からは防災の観点から子供たちに避難所体験をしていただくことを目的にサバイバル教室を開催しております。スポーツ振興面におきましては、青少年がスポーツに親しむ環境の整備、各種大会で活躍する選手の育成など、競技力の向上、体力の向上や学校体育の充実に努め、クラブ活動のより一層の活発化を図ります。顧問の先生方はもちろんのこと、地域の優秀な人材の活用の観点から、指導に協力をいただける方にかかわっていただくなど、学校、地域、家庭が連携をとって青少年の育成を図ります。

地域で活動していただくことには、施設面の充実も取り組んでいかなければなりません。そのために総合計画の後期計画の中には総合運動公園の実現に向け検討していくことを盛り込んでおりますので、御理解をいただきたいと思っております。

市民の誰もが生涯の各時期にわたって、いつでもどこでもスポーツが楽しむことのできる生涯スポーツ社会を実現することは、明るく活力のある社会を形成していく上で重要な課題でございます。そのため、子供から高齢者まで、それぞれの興味や目的に応じて参加できる総合型スポーツクラブの育成にも取り組んでおります。青少年の活躍は、市民に夢や感動を与え、明るく活力ある社会の形成に寄与するものであり、今後とも各種スポーツ大会、教室、講演会を開催していきます。また、時代とともにスポーツ少年団の内容も大きく変化しておりますが、学校、地域が連携して育成できるよう力を注いでいきたいと考えております。

23年度より、条例に基づき青少年問題協議会を立ち上げ、そこで青少年健全育成のための非行の現状把握や事業の効果について検証いただき、委員の方々に多面的に議論をしていただくことにより、一層の事業の充実に努め、青少年の健全育成の推進をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤博君） 時間がないので終わりますが、服部部長の教科書はよく読みました。立派でした。

ところが、現実には子ども会、あるいは各スポーツ少年団や何かでも、子供はやりたくても親がなかなか参加してくれんのですよ。青少年健全育成都市宣言をしたときの原点は何であったか。これは地域、行政、それから学校、家庭、全部が一緒になって、「非行防止」とい

う言葉は僕は嫌いだったから「健全育成」という言葉でこれはやったんです。当時は学校で荒れた子供たちもおった。そういうことからこれをやったんです。ところが、今実際のことを言うと、一部の人であって、そういうような子ども会だとか、あるいはスポーツ少年団だとか、いろいろな組織団体、例えばリトルリーグなんかでも、シニアのほうを半田課長が一生懸命やっておってくれて、なかなか強いといいですよ。甲子園も行った選手もできたし、それからプロ野球の選手にもなったりして立派なんですよ。ところが、弥富の子供が参加しておるのは物すごく少ないの。親がなかなか協力態勢がとれん。やりたい子供はおる。ところがなかなか協力できん。こういうところをもう少ししっかりとメスを入れた組織体制を考えていかないと、今の教科書どおりになかなかならんで、一遍そこらを考えていただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） この青少年健全育成につきましては、しっかりと組織体制をつくっていくことが我々行政の中では必要だろうというふうに思っております。4月の新しい人事におきまして、そういう担当をつくっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） これから先お互いに、これは市当局だけじゃないんですよ。私らも一生懸命応援しないかん、みんなね。市民こそってやれるように協力もさせていただきたいと、こういうふうに思っておりますので、しっかりとひとつやってください。

以上をもって終わります。

議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。

再開は11時30分とします。

~~~~~

午前11時18分 休憩

午前11時30分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、横井昌明議員、お願いします。

9番（横井昌明君） 9番 横井でございます。

私は通告に従って、ことしの当初予算の3つの予算について質問をしたいと思います。

議案第1号の平成26年度弥富市一般会計歳入歳出予算について質問いたします。

平成26年度一般会計予算は、歳入歳出145億2,000万の予算が計上されておりますが、まずは歳入について質問したいと思います。

1点目でございます。平成26年度当初予算の市税についてでございます。

平成26年度予算の市税収入額、合計75億9,042万1,000円が計上されております。今回提案されている3月議会の補正が77億6,491万1,000円で計上されております。26年度予算は、市民税の個人・法人が25年度実績よりも相当少なく計上されているようでございます。今後も企業は好調であると思っておりますので、市民税、法人税は相当伸びる可能性があると思っております。26年度予算の税額は偶然かもわかりませんが、弥富市中期財政計画の市税の額とよく似ております。何らかの関連性を持って計上されているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 平成26年度の当初予算の個人・法人市民税の予算計上額についての御質問でございますが、平成26年度の当初予算につきましては、これは毎年のごとでございますが、当初予算は毎年10月末現在の調定額をもとに、税制改正関係やその年の景気動向、経済状況及び過去の収納状況を踏まえ、収納率を乗じて積算しております。

今回の個人市民税につきましても、10月末の調定額に税制改正や愛知県の賃金指数等を参考に収納率を乗じて積算しました。また、法人市民税につきましては、10月末現在では法人税割のほうの前年度比68.9%、金額では約6,350万円の減額、均等割額が前年度対比94.2%、金額で約550万円の減額と大きく落ち込んでおりまして、前年度同期より合計6,900万円の調定減となっておりますので、そのときの状況から見て、平成25年度の当初予算額より4,600万円減額の3億3,800万円を計上したものでございます。

このように、当初予算額としましては、それぞれの税目ごとに積算した結果の計上額でありまして、中期財政計画の税額に合わせたことではありません。

なお、25年度の補正後の予算額との差額につきましては、個人市民税については1月末の調定額と収納状況からの実績によるものでございまして、法人市民税につきましては11月から12月にかけて法人税割額が予定申告などにより大きく回復したことによるものでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） わかりました。時点が違うということの説明であります。補正で上がってくると思いますので、わかりました。

では、次に移ります。

26年度、ことしの一般会計の繰越金でございます。これは歳入の19款でございます。過去の繰越金につきましては大体3億円でございます。この3億円が定説でございます。昨年、25年度予算は3億5,000万、ことしは6億53万4,000円でございます。

繰越金について、これ知っておるがやという話かわからんですけれども、例えば1,000万の予算計上があり、それを入札等で行った場合、落札が900万であったとすると、あと執行

残の100万を減額補正すると繰り越しは出ません。ただ、その金額を放っておけば繰越金になります。ということで、繰越金の多くを歳入に計上すれば歳入欠陥を生ずる可能性もあります。なぜならば、今後は入札等の執行残が厳しくなり、繰越金が少なくなるのではないかと、また難しくなるのではないかと私は思っております。今年度予算の計上額は過去の繰越金額が毎年約6億前後でございました。その実績に合わせられたのか。また、財政計画でもこの金額で計上されております。ですので、その関連性があるのか、お尋ねしたいと思います。

また、25年度決算の予定でございますが、繰り越しは3月補正で各項目の減額の精算基準を設けられているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝君） 平成25年度の予算編成につきましては、繰越金と財政調整基金繰入金の合計額を6億円から6億5,000万円とすれば、決算ベースでは最終的には財政調整基金繰入金がゼロ円、つまり現金預金を減少させることがないとして、その振り分けを繰越金3億5,000万、財政調整基金繰入金3億円としておりました。

しかしながら、この方法で中期財政計画を策定すると、毎年財政調整基金繰入金3億円が計上されることとなり、中期的には財政調整基金が枯渇するようになる計画となりますので、昨年12月に策定した中期財政計画の改定版においては、繰越金を6億円、財政調整基金繰入金なしという形で計上しております。平成26年度の予算編成は、その中期財政計画の改定版の考え方に合わせて計上したものでございます。したがって、繰越金と財政調整基金繰入金の合計額で見れば、平成25年度と平成26年度は最終的に現金預金を減少させないようにするという点においては同じ方針で計上しております。

また、平成25年度の3月における補正予算の計上に対する考え方でございますが、各課のほうには補正予算の計上において、歳入増、歳出減につきましては、原則として10万円以上の増減額を計上するように通知しました。内容といたしましては、歳入においては最新の税の調定額、また歳出においては入札残とかそれ以外の事業による執行残、こういうものを見まして補正予算計上するように通知したものでございます。以上でございます。

議長（佐藤高君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 繰り越しは何かいいように思えるんですけども、なかなか議会に諮るといことは少なくなるということで、なるべくならきちっと精査してほしいと私は願う次第であります。

また、次に歳出について質問させていただきます。

4款2項3目19節合併処理浄化槽の補助金でございます。1,875万計上されております。弥富市は、全域に下水処理計画がございます。その計画は、公共下水、または農村集落排水、

またコミュニティ・プラントの処理計画で実施しております。私は、全域に下水道計画で処理されるということはまだまだ時間がかかる、全域でやるというのは大変時間がかかると思います。ですので、実施区域外については合併浄化槽の国・県の補助金にあわせ、市も補助金を出すのはよく理解できます。しかしながら、公共下水道を実施している区域に合併浄化槽の補助金を、それも市単独で出すというのは余り理解ができません。下水処理の加入率の増加につながらない施策であると思います。ですので、出されている根拠の説明をお願いしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） それではお答えいたします。

本市の合併処理の浄化槽設置費補助金というのは、国・県の補助対象となります一般区域と、国・県の補助対象とならない、いわゆる公共下水道等の事業計画区域内とに分かれています。事業計画区域内につきましては、議員がおっしゃいますように市単独補助をしておりますが、これは一般区域の3分の1の補助になっておるといってございませぬ。

理由ですが、これは事業認可されてから供用開始されるまでの間に建築される方が一般の区域の方との不公平を解消するため、将来公共下水道で供用開始になる時点で本管に接続することの同意書を提出いただきまして補助をしておるといってございませぬ。既に事業供用開始区域となっている区域につきましては、市から単独の補助金も出してはおりませぬ。しかしながら、この補助制度につきましては、平成26年度に見直しをしていきたいというふうに考えております。

現在、合併の浄化槽につきましては、合併式のものしか設置が認められておりませぬ。したがって、基本的に公共下水道とか農村集落排水、コミュニティ・プラントの事業計画区域内は補助金は廃止をいたしまして、それ以外の一般区域につきましては、河川の水質浄化の視点から、トイレをリフォームされる場合にくみ取り式トイレと、いわゆる単独浄化槽を合併処理浄化槽に取りかえられる方のみ補助をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 今後も浄化槽の補助金、重要なことですので、改善できるところは改善されて進めていただきたいと思う次第でございます。

また、庁舎の関係の予算がこの一般会計には計上されておりませぬ。ですので、補正対応されるということであると思います。今後は大型予算となるので、予算執行には慎重に執行していただくようお願い申し上げます、私の議案質疑を終わります。

議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。

再開を1時とします。

~~~~~  
午前11時45分 休憩

午後1時00分 再開  
~~~~~

議長（佐藤高君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど三宮議員のほうから資料の配付依頼があり、資料を各位のお手元に配付しましたのでよろしく願いをいたします。

これより質疑に入ります。

次に、伊藤正信議員、お願いします。

17番（伊藤正信君） 17番 伊藤です。

私は、予算書について総論的ではありますが、1つは経常収支比率の問題で質問をと思いました。しかし、経常収支比率につきましては、議会報告もこれはいわゆる報告義務として受けております。本年度の予算について、どんな状況かなということなど、それは計算してみればわかることですが、その点を総務部長にお尋ねをいたしました。

平成22年から84.5%、23年では86.4%、26年では85.7%。やはり経常収支比率の関係におきまして、今日では少子・高齢化を迎えて福祉の社会、そういう状況で必要経費とのかかわりの中で、経常一般財源から経常経費を引いていくわけですが、年々高くなっていく。これは今日の社会環境、防災、いろんな形で率的に上回ってくる状況です。とりわけて23年86.4%で、24年85.7%という状況でした。ですから、私たちは議会で行政と議論をするときに、その収支比率をきちっと受けとめながら、決算なり予算なりについての議論が根本的な課題ではないかなということで質問の提起をしたところです。これは要望ですが、やはり全国的には90を超えるところもあるようですけれども、80を超えれば非常に危険な状況が今日的にあり、地方自治体としてのあり方問題としてはクローズアップしてくる。

とりわけ、弥富市は税収とそれぞれ決算を見ても1対1という、いろんな形で市民と行政とが取り組んでいただいている中で、安定した状況があるというふうには見受けられますけれども、今後とも経常収支比率についての根本的な課題をもって、今後、地域財政計画等を含みながら無駄を省いていくという状況を要望しながら、この問題について終わっていきたいと思っておりますが、次に消防予算の関係で少しお伺いしたいんですが、予算書を見ますと、183ページですが、372名で組み立ててあります。対前年と同じように1,674万6,000円ですが、この報酬手当というのはどういう根拠で報酬手当が出されておるか、質問したい。

議長（佐藤高君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 費用弁償の質問ということでお答えさせていただきますが、どういった場合にこの費用弁償が払われるかということにつきましては、まず訓練の費用弁償と

というのがございまして、これにつきましては市の消防団行事であります幹部訓練、新入団訓練、操法訓練など、団員の訓練に参加した場合に支給するものでございます。

次に、警戒費用弁償というのがございまして、これにつきましては火災鎮火後に再度火災にならないよう、一定時間火災現場において監視するため等のものでございます。

最後に出動費用弁償につきましては、火災、水害などにより出動した場合に支給するものでございます。なお、費用弁償の額としては1回4,000円となっております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 私も出動回数とあわせて消防団の行動費だというふうに思っておって、費用弁償という質問にはしてありますけれども、この372名の1,674万6,000円の根拠です、報酬根拠を聞いているわけです。費用弁償は市条例に4,000円として書いてあることは間違いありません。だけど、例えばここに書いてある訓練及び警戒費用弁償1,041万6,000円、これは何人でどういう形で、これ対前年同じ数字ですよ。1対1で、昨年と実績と。昨年の予算も同じ金額なんです。

だから、それはそれで予算ですから組み立て方はそういう数字が出てくる場合もあるでしょう。だけど根拠を、例えば昨年度何名そういう訓練に参加して、どういう実績があって、次年度はどういう災害訓練、どういうことも予測しながら、例えば昨年どおりではいかんし、また少なくしてもいかんこともあるでしょう、予算ですから。だけど、その根拠は少なくとも出るわけですよ。何回行動して、何人働いて、何人動くかと。定員は325名、50名少ないわけですよ、消防団の構成比率は。そうでしょう。ですから、その根拠が聞きたいと、予算ですから。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 今現在の実人数は325ということでございますけれど、定員が372名ということで、来年の新入団員もその定員のいっぱいの372人を基礎として積算しております。

ちなみに訓練費用弁償につきましては、さまざまな訓練がございますけれど、一応372人の方が6日間出られたら幾らになるかということで、延べ2,232回分ということで892万8,000円を計上させていただきました。

また、警戒費用弁償につきましては、322人が1日で148万8,000円ということで、予算書におきましては訓練・警戒費用弁償となっておりますので、合計1,041万6,000円という計上でございます。

出動費用弁償につきましては、定員は372名でございますが、一度の火災にみんな出られるというわけではございませんので、372人の方が1.8日、これにつきましては出られる方も

お見えになるし、出られない方もお見えになるものですから、そういった形で積算しまして270名を計上させていただいております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 今、根拠は出ました。部長も御存じだと思うけれども、地方交付税が国から出てくる消防の関係の費用は、年間1人当たりの金額は幾ら幾ら、行動費は幾ら幾らですよということが明らかになっておるわけですね。

私はなぜこのことを申し上げるかということ、名古屋市なんかは1,000円だという新聞も出ていました、消防団の行動費がね。それは安過ぎると。しかし、地方交付税が人件費として弥富市へ交付をされているとするならば、372名の行動の7,000円に対する申請をしているわけですよ、裏を返せば。そういう根拠が、地方交付税として総理府が言っている数字とのかかり合いを通して、それは市の消防団に対する出動行動費用弁償は条例で定めるということになっているんですね。これもはっきりしています。私は、今けしかるとか、けしからんじゃないんですわ。なぜこのことを質問として申し上げたいかということは、現実に消防団の定員325であって、あるところは23名の定員も満たないよと。23名ですよ。これが現状の弥富市の消防団員で、こういう災害などを含みながら、国の地方交付税とあわせて消防団員の増強を求めていくときに、現実的な対応の仕方の中にいかにあるべきかという議論をしなきゃならないんじゃないかなと私は思っています。

ですから、今はここで地方交付税が1人当たり年間3万どれだけだとか、1回の行動費が7,000円だというふうに新聞では明らかになっているんですね。これ2月16日の中日新聞ですわ。そうすると、今日までのそれぞれの地域における消防団に対する対応の仕方と、今後に対応することと、今消防団員が集まっていられない、活動がしにくいということ。

特に、きのうのどなたかの質問にもありました。自主防災は消防団とは別だという市側の答弁がありました。私は少しそういう点についても、弥富市として考えられることは、消防条例の中に細則でもつくって、自主防団の中に、初期消火は現実に消防団が来る前にホースのつなぎだとか、そういうことは既に、この間私どもの火事があったときもやっているんですよ。だったら、消防組織をどうしていくかということが予算書の中にあると同時に、市民にどうその負託に応えられる行政であるか、また地域があるかということ考えたときに、自主防災と消防団というものに対する位置づけは共通の課題として研究をしていく、前向きに条例の中に定めていく。基本的には、市条例なら市条例の細則をつくって、三役ぐらい、例えば常時家に見える消防団員の。だから、消防訓練のところを見ていますと、自主防災の会長さんが参加していますよ、ちゃんと。そうすると、自主防災だって服は調べているんですよ。そうすると、そういうような組織づくりがされながら今日あるということ。それが別だという答弁だとすると、じゃあ初期消火などを含んで、ホースを管理し、消防団だけが管

理してあるわけじゃない。自主防災が消防のホースがどこに何基あるか、不足しているかという確認をしているんですよ、年間定めて。そういうところもある、私のところの地域ですが。

そうすると、これは弥富市の今後における自主防災と消防団と一体化していく中で、国もそのことの中にどうあるかという地方消防団員のあり方を、何割かふえたところは総務省は表彰していきたいと言っているんですよ。人が集まらない。だとするなら、地方交付税のあり方も使い方も、それぞれの状況の中で考えられておると思う、行政も。しかし、私はそのことが一体感を持って、自主防災の役割と消防団の役割と、それには団の組織をすれば退職金が要る。例えば災害に係るそういう保険も掛けなきゃならない。だから、全ての自主防災組織の中に掛けられるわけではないでしょう。

しかし、その協力をしてくれる多くの機械器具などについても、今は手持ちポンプ、簡単に運べるわけやね、ポンプなら。動かすことはできる。だけど、そういうようなときにおいても協力をしていただける自主防災、そういう部分から考えて、私はこの7,000円が、きょうは御回答いただかなくてもいいですけども、出しているということ。1人当たり3万7,650円か、そういう部分が出ておるとするなら、やはり総合的にそれぞれの、国にそれだけの372人分もらってあって、結果、団員は325名しかおらんと。一つはそう考えられてもしようがないですよ。これは余りいいことじゃないと思うんです。だとするなら、そういう地方交付税を有効に使いながら、組織の強化と同時に、市民に理解をしていただきながら、自主防災組織なども含んだ連帯的な地域においてどうあるようなことがあるのかということが求められている。

だから、私は前回12月議会でも自主防災組織の早期の確立と同時に、市内の統一的な対応の仕方をいかにあるべきですかということの質問をさせていただきました。くどいようですが、そういう問題をこの予算化の中でも明確にしていく。条例なら条例を、何も規則だけに縛るわけじゃない。議会の承認がなくても、例えばそういうようなことも考えながら検討していただけることではないのかなと思って質問いたしましたので、御答弁いただきたい。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤正信議員から示唆に富む御質問をいただいておりますが、消防団の組織は消防団の組織として、市の条例でその報酬、あるいは費用弁償というようなことについては定めさせていただいております。これが高いか安いかということは、それぞれの先進市町の例も含めながら検討はしておるところでございますが、私どもとしては1回4,000円、飛鳥さんあたりは5,000円は出されているというような形で、ある意味では消防団の確保ということにもつながるような施策もあろうかなというふうに思っております。

372名、これは16分団23名構成という形の中での定員を言っているわけでございまして、先日の御質問にもそのような形でお答えをさせていただいております。

まず私は、消防団は消防団の組織としてもう一度しっかりと再編成すべきだと、これは人員も含めて、分団の強化も含めてですね。そして、防災・減災ということにつきまして、それぞれの自治会、あるいは分団の中での自治会という形の中での連携をより一層強めていただきたいというふうに思っております。

また、自主防災組織ということにつきましては、これは一つの自治会という単位の中でつくっていただいておりますから、この整合性をどう図っていくかということは一つの大きな課題だろうというふうに思っております。自主防災組織は自主防災組織という形で、まだまだ精査していかなきゃならない問題がたくさんある。あれもこれもというような状況になりますと、じゃあ自主防災組織ってどういう組織なんだという形にもなりかねないと思います。そうした中で、平成26年度は会合をしっかりと持っていきたいということで、いろんな今伊藤議員からお寄せいただいた議論も含めて協議していききたいというふうに思っております。

372名ということは、あくまでもその定数を満たしていかなきゃいかんという意味合いで予算化させていただいているものでございますので、御理解いただきたいと思います。

議長（佐藤高君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） これは五之三の例ですけれども、やっぱり元消防団長さんとか、例えばそういう経験のある人が講習にも行っていただいたり、防災委員を務めていただいておりますことも事実なんです。ですから、そういうことを縦横のつながりといいますか、きちっとした議論をしていくこと。

もう一つは、各自治会が消防団に対して地区の負担金を出しているわけです。これは一定ではないのですけれども、協力費というか、消防団とのつながり方も。こういうところにも行動とお金じゃなくして、つながりはつながりとして実行していく上においても、そしてまたできることなら、そういう各家庭の負担割合も自治会員のあり方も検討していただくことが私はありがたいなということを申し上げて、より有効な予算を皆さんの安心・安全なまちづくりのために求めて、細かいことは委員会で質問いたしますので、少し意見として申し上げ、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤高君） 次に那須英二議員、お願いします。

4番（那須英二君） 4番 那須英二、通告に基づきまして質問させていただきます。

私の質問は、今回の4月から増税されるという消費税に関連の市の条例改正についてでございます。

もともと消費税というのは逆進性の強い、所得の少ない人にとって重たい税金ということ

で、私どもは本当に許せないものだと思っておりますけれども、しかも社会情勢的にはまだまだ賃金も上がらないという状況の中で今回増税がされるわけでございますが、それに伴いまして、特に今回の議案第8号や第15号のように、公の施設に関しても条例の一部改正に伴い、基本的には料金の改正で値上げをしていくというのが市のほうから提案がありました。

これ詳しく見てみますと、例えば議案第8号の6ページ目も含むんですけれども、7ページ目を見ると、消費税の増税に伴いだから、基本的に3%ずつ上がるのかなと思いきや、そうではない部分もちらちら出てきていますよね。例えば別表1、7ページの一番上の表でいうと、一番左だと320円から320円、これは変わってないなと思いつつ横を見ると470円から490円に上がっていたりとか、必ずしも3%全部上げているわけじゃないんじゃないかなというのがあったりとか、また下の別表に、これはプール使用料金だと思うんですけれども、プールの使用料金については現行どおりと、さらに延長料は取らないように改正するのかなということでございます。これについては問題ないというか、文句を言うつもりはないんですけれども、もう一步言うならば、実際は210円と微妙な10円がついているものを何で200円にしないのかなと思ったりはするんですけれども、そういうところで若干、必ずしも3%増税しているから3%上がっているわけではないと思うんですけれども、これの最後のページ、公の施設の使用料金の改定に関する条例のあらましの中で、その説明文の最後のほうに、5行目ですね、消費税及び地方税の課税対象となる次の公の施設の使用料の額の改定を行うこととしたと書いてあります。課税対象があるということなんですけれども、公の施設に対して課税するというのであれば、これって逆に言えば市のほうは国のほうに消費税を納めるんですか。まずここをちょっと尋ねたいと思います。

議長（佐藤高君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） まず基本的に消費税とはどういうものかということでございますが、これにつきましては最初の消費者が支払った消費税を、流通の各段階における事業者が預かった消費税と支払った消費税の差額として納める仕組みとなっているというのが基本でございます。

それで、地方公共団体につきましても、国内における課税対象となる取引を行う限り、消費税の納税義務者となります。したがって、公の施設の使用料は消費税の課税対象となるということでございます。

それで、国に対して納めるか納めないかということにつきましては、消費税法に決めがございまして、第60条第6項、国・地方公共団体等の特例というのがございまして、課税標準に対する消費税額、これは預かった消費税でございますが、それと控除することができる消費税、これは施設の維持管理や運営に対するサービス、物品調達には消費税が課税されておるということで、私どもが施設を維持管理する上において、維持管理の委託をしているとい

うことに対しても消費税がかかっております。だから、私どもも消費税を払っておるわけです。また、電気料につきましても消費税がかかっておるといふのを控除することでございますが、先ほど言いました消費税法の60条6項に特例がございまして、課税標準に対する消費税と控除することができる消費税を同額とみなすという決まりがございまして、結果として納税する消費税はゼロになるという仕組みがとられておるといふことでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 特例で相殺されて、基本的に払わないでよいということ御答弁いただきましたが、払わないでよいならば、その部分に対しては上げる必要もなければ取る必要もないと私は考えるんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 先ほども言いましたが、この公の施設を貸し出すという市民サービスに対して当然費用がかかっておるわけです。その費用というのは、電気料だとか施設の維持管理に対する維持管理の委託料、そういったものに対して消費税がかかっておると。それが5%から8%へ値上げがされると、そういう費用はうちが払っておるわけです。ですから、その値上げ分は施設の利用者のほうに転嫁するという考え方でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） それはそれとして、費用がかかっておるからとおっしゃられますけど、逆に言えば改正してない部分というのは何なんですか。例えばページ数7でいうと、320円から320円と上がってない部分に対してはどういうことでしょうか、説明をお願いします。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） これにつきましては、消費税を計算するとき、前だと1.05、今回だと1.08というような掛け算をした段階で1円単位を四捨五入しておるわけでございます。1円まで計算して出すという方法も中にはあるかわかりませんが、非常に事務が煩雑になるということ及び他団体を見ても1円単位は出してないということで、10円単位で計算しておるといふ中で、たまたま1.08を掛けようが1.05を掛けようが10円単位にすると一緒になるという形で、今回値上げの対象にならなかったということでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） その説明だとちょっと矛盾が出るのは、基本的に7ページで言う320円、もともとが幾らだろうな、ちょっと計算してないんですけども、300円のものであれば普通に3%上がれば10円くらい上がるんじゃないかと思うんですけども、どうなんでしょう。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 例えば消費税の課税前の金額が300円とします。300円に1.05を掛けると315円です。それを四捨五入すると320円になるということです。

次に、その300円に1.08を掛けると324円。これは四捨のほうですけど320円で、結果として一緒ということでございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） それは理解させていただきました。

じゃあ左のページに戻りまして、備考2の中に100円を110円に改めるとありますよね。これも同じ理由で……。

〔発言する者あり〕

4番（那須英二君） いやいや、10円上がるというのも大きな話だと思うんですけども、それも同じような理由でしょうか。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 100円を110円に改めるというものにつきましては、従来元値が100円でございますので、105円ということで110円というふうに計算が成り立ったわけでございますが、合併当時のいろんな事情によりまして、それは100円にしていくということでもございました。

今回、それを一斉に見直しまして、もともと100円であったら1.08を掛けて110円にしたということで、合わせたということでございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） そういうことであれば、要するに市の裁量によって利用料金を勝手に決められるということじゃないですか。勝手にというか、ある程度のものは決められると、そういう裁量があるということで、例えば消費税についてはそんな取る必要もなければ、その分を見込めるということであると思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 先ほども言いましたように、サービスを提供する上において私どもが消費税を払っておるわけです。それを取らないとなれば、利用する方以外からの税金でもって払うということになるわけです。そういったことは、受益者負担の観点からしても、当然転嫁するのが正しいやり方だというふうに捉えているわけです。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） それであるという説明の中で、そういうことにしておきますけれども、だったらもとの料金を値下げすればいいわけですよね。これは基本的な根拠にもあるように、市長だって施政方針の中で、体力、学力の向上も視野に入れと言っていますし、さらには生涯学習の取り組みとしても、芸術文化の振興についても活動の機会をふやしていくと言って

おるわけですね。ふやしていくのに料金値上げしたら、ふえないんじゃないですか。その辺はどうですか。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 公の施設の使用に対して、誰が費用を負担するかということだと思いますが、いわゆる使用する人は使用しない人よりも当然のごとく多くのサービスを受けておるわけですね。その分を使用しない人の税金をもって賄うというような言い方になりますので、それはそういうことではなくて、きちっと受益者として負担をしていただくという観点でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） こうして芸術文化をずっと続けていきたいという意思もありながら、その一方では受益者負担と言われるわけですね。その辺については、私はちょっと矛盾というか、むしろ参加していただく方向に持っていくのが本来の役目じゃないんですか。私はそういうふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 料金の体系と、その施設を利用する人数の増減というようなことは考えられるわけでございますけれども、公の施設の利用料金につきましては一定の期間という一つのサイクルの中で見直していかなきゃならないということも考えております。また、過去にもそういうような形で見直した例もたくさんあるわけでございます。

今回、消費税がお願いをしていくというような状況においては、とりあえず平成25年度の価格をベースにして計算をさせていただいたということでございます。見直しについての議論はまた別にあるという形で御理解いただきたい。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） じゃあ基本的に市民が利用しやすいような形で、今後検討をお願いしますと。

もう1点です。議案第8号のやつは、消費税込みの値段で書いてありますよね。消費税込みと言ったら変ですけど、正確には消費税じゃないかもしれん。利用料金を上乘せした形で書かれています。ところが、議案第15号になると、今度は税抜き価格で表記してあります。この表記の違いについてはどういうふうな説明でしょうか、お願いします。

〔発言する者あり〕

議長（佐藤高清君） 那須議員、もう1回質問をお願いします。

4番（那須英二君） 議案第8号の場合は、消費税増を鑑みた料金改定ということで、要するにこういう言い方が正しいのかどうかかわからないんですけども、税を含んだ税込み価格は今の説明でいうと税込みという観点ではないと思うんですけども、そういった形で書か

れているのに対して、議案第15号のほうでは表を320円から300円に改めと、一番上でいうと書いてあるんです。一見値下げしてあるのかなと思いきや、その下を見ると、これに100分の8を乗じてという形で、要は税抜き価格で書いてあるわけですね。これについてはどうなんでしょうか。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 土地を貸す場合に、1カ月未満のものは消費税がかかって、1カ月を超えた場合は消費税がかからないと、これも法律で決まっておるわけです。

それで、表の中に金額を一応定めまして、それが1カ月未満なのか1カ月以上のものなのか、どちらでも対応できるようにするために、表の中は消費税がないもとの価格で定めまして、備考欄のほうで1カ月未満のときは1.08、1カ月を超えた場合はかからないというふうに明記したということでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今の説明、私が土地のあれで1カ月というのの認識がなかったものでよくわかりましたので、それはいいと思います。

基本的には先ほども市長も答弁で言われたとおり、皆さんが利用しやすいように今後料金の改定も考えられるということなので……。違いますか。今後そういう見直しも図っていきたいということで、できれば市民の方からもっと利用しやすい、もともと消費税が上がるとことは市長もよく言われるように市民の負担がふえるということですね。負担がふえた上で、さらに負担がふえたら、文化・芸能なんてそっちのけになっちゃう可能性だって出てくるわけですから、そういった意味も含めて今後考えていただきたいなと思いますので、そういったことを検討いただくということで、質問を終わらせていただきます。

議長（佐藤高清君） 次に、三宮十五郎議員、お願いします。

5番（三宮十五郎君） 5番 三宮です。少し数字の質問になりますので、私の手書きですが、読みづらい資料を配らせていただきましたので、それも参考にしながら質問をさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

まず最初に、税収等の基礎的な収入を当初予算に正確に反映し、財政計画と財政見通しの精度を上げることについてお尋ねをいたします。

今配付させていただきました一番表側に、弥富市、以前の町の時代も含めまして、当初予算と決算の比較を一番基本的な収入であります町税、市税、地方交付税、減収補填債、臨時財政対策債に絞りまして、かつて私が監査委員をやらせていただいた時期もございしますが、平成16年までの5年間と平成17年度、さらに18年度から、いわゆる合併以降の24年度までの3つに分けて比較表をつくらせていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。

まず、1番目の平成12年から16年までの時期は、当初予算と決算の割合が一番高くなった

ときで103.46%であります。一番低かったときは、かなりシビアに見ていただいていた時期だと思いますが、98.23%ですか。トータルで、大体当時ですと6億前後の収入でありましたが、年平均ですと100.36%、2,300万円しか変わらないという、一番市の収入、町の収入、行政の収入の土台になる正確に計上されておりました。これが、平成17年度には合併を目指す動きの中で、旧弥富町では20%の財政カットが必要だということが言われる、十四山村に対しては、合併しなければ村が潰れるということで財政計画が示された時期で、私はこのときに弥富町の財政運営の土台がかなり壊されたのではないかというふうに見ておられますが、このときは108.2%ですね。54億から58億ということで、4億4,300万円も当初予算と決算の差が生じましたし、ほかの全体でも、当初予算と相当大きな狂いが生じました。

その後、合併後、平成18年から24年度までを並べさせていただきましたが、これを見ていただくと、平均で大体80億、予算ね。決算は84億台で3億9,700万、4.9%の差があります。改善してほしいという強い要請もありまして、24年度には一旦1億8,700万、2.14%まで縮まりましたが、今回の予算の中で、25年度の収支見込みも出されておりますが、それは3枚目をちょっと見ていただきたいと思えます。

ここに、昨年12月に示されました26年度から30年度までの5カ年に加えまして、25年度の当初予算がありますが、そこに当初予算に対して実際に決算見込み額はどうかということですが、税収でいうと、先ほども平野議員が触れましたが2億1,700万増、あるいは地方交付税等との関係があります地方譲与税、各種交付金、地方交付税。地方交付税は特別交付税が前年と同じ額ということで私のほうで試算をしたものであります。そして臨時財政対策債は、当初予算に比べて8,000万円ほど減りましたが、こういう格好で、今の見込みだけでも、24年度に比べると25年度はかなりまた乖離が始まっております。

可能な限り、要するに保育料やそういうもの、あるいは学校の建設だと事業によって収入が決まってくるわけではありません。一番土台の実際に弥富市の住民の所得や、それから国との関係で入るべき収入をきちんと当初予算に上げるということについて、私は予算編成の一番かなめなことだと思えますが、どのようにお考えになっているか。また、今後そういう方向での御尽力をいただきたいと思えますが、まず御答弁いただきたいと思えます。

議長（佐藤高君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 議員のおっしゃられるように、税、それから地方交付税、臨時財政対策債となっております。さらに地方譲与税等も含めたものを正確に見込んで当初予算に反映するということにつきましては、ごもっともなことであると考えております。

かなり18年度から23年度まで乖離があったことも事実でございます。24年度におきましては改善はしたということなんですが、また25年度若干開くということなのかわかりませんが、26年度当初予算におきましてはこういった乖離が少しでも少なくなるように精査をいたしま

したが、今後、より一層精度を上げるように努めていきたいというふうに考えております。
以上でございます。

議長（佐藤高君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） それでは、この問題が持っている本当の意味について、もう少し踏み込んでお尋ねしたいと思いますので、2枚目の表をごらんいただきたいと思います。

これはさっき申し上げましたように、12月に示された20年から24年度の決算額が当初予算に対してプラスだったかマイナスだったかということと、あわせて市長が就任されました平成19年度も同じ形で入れさせていただいたものであります。

この特徴は、下のほうに19年から24年の平均差額ということで入れてありますが、この6年間の平均によりますと、市税は当初予算に比べて3億8,300万円多かったと。交付税につきましては、特別交付税も含めてでございますが、8,200万多かった。減収補填債は当初予算より5,600万多かった。臨時財政対策債は2,200万円余り少なかった。合計で4億9,900万、当初予算よりも本来入ると見込むべき額が、結果として過少に見積もられたということであり、これは先ほどの平成16年までの5年間と比べると、かなり我がまちの収入、財政力の見方を大きく変えるほどの開きだと思ふんですね。

さらにどういうことが言えるかといいますと、まず当初予算よりも多く入ってきたそういう基礎的な収入ですね。臨時何とか交付金というのも多分あったと思いますが、そして使われなかった予算が、要するに予算計上しておりまして、最終補正をやって、なおかつ不用額として残ったお金が4億9,505万円。さらに、歳出のうち当初予算に予定をされておりました積立金を上回って積み立てられたお金が1億4,100万であります。合わせますと、当初予算との差というのは11億円余りになるわけでありまして、我がまちの財政状況が、先ほどどなたかの質問の中でも、これは一般質問だったかな、ほかのまちに比べて我がまちの財政状況はかなりいいというお話をされましたが、こういう状況があっていい状態が保持されております。

さらに、この6年間に建設投資の費用は24億8,600万円余りで、庁舎建設を含みます昨年末に示されました25年から30年度の平均額の18億1,800万を大きく上回り、当然その時期は生徒数の約半分を占めます弥富中学校の移転改築だとか、日の出小学校の建設を初めとした小・中学校の耐震工事などたくさんの事業、あるいは防災無線、こういうことができて、確かに借金は多少ふえましたし、積立金も幾らか少なくなっておりますが、西尾張9市の中でこんなことができたのは弥富だけだったということが、他の市町に比べて全体の指標がいいと言えるゆえんであります。

したがって、弥富市の財政的な実力というのが、私は市長を初めとした市の財政当局、そして職員の皆さん、あるいは議会がこういうレベルにあるものというきちんとした認識を持

っていただくことと、それだけに財政当局がかつて、1年や2年、あるいは3年ぐらいだとたまたまそういう時期だったということもあると思いますが、5年間以上も同じ状態が続いておるといのは、かなり私は当時の担当の職員の皆さんが努力をされたというふうに思いますし、その後、平成17年のときの人事配置ですね。要するに財政担当のところにこうした相当シビアな行財政運営をしてきたような直接の担当者というのはいなくなっちゃって、今は多分6年間財政にかかわってきた幹部というのはいないという状況がありまして、せっかくこうやって築いてきた。やっぱり私は弥富町あるいは弥富市に通じるいい状態を保つためにも、市長を初め財政当局のトップの皆さん、真剣にこの問題については御検討いただきたいと思います、いかがでしょう。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 先ほど答弁しましたように、要は市税、地方交付税、それから譲与税だとか各種交付金、こちらのほうの予算計上額を極力決算見込み額に近づけるような予算編成にするのは、当然そういった形のほうに努力してまいります、決算とほとんど近似値の予算を仮に組めたとしたら、今度繰越金のほうが減るわけなんですね。ですから、もちろんそういった基礎的な収入を正確に見込むというのは重要なことではあります、それを見込んだからすぐさま将来的な財源不足の心配が解消するというものでもないということも事実としてあります。

それで、先ほど来、18年からずっと多くの事業ができた、これも事実でございます。事実でございますが、なぜできたかという大きな要因として、何回か申し上げておりますが、合併算定替えのメリットというのが物すごく大きいわけです。ちなみに平成18年度から24年度までの合併算定替えにおけるメリットというのは32億9,000万ほどあるわけです。それで、企業立地指定企業交付奨励金も払っておりますが、これが合計で13億4,000万ぐらいと。ですから、やはり合併算定替えがあったればこそ、こういった多くの事業ができたという事実もございまして。ですから、こういったものがなくなるときのことを踏まえているような事務事業を精査していかないかということも事実でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） いみじくも今部長がおっしゃられましたが、要するに企業立地交付金なんか多額のお金を払って、なおかつできた。合併算定替えは当然メリットとしてあったわけでありまして、それにしたって、この地域で愛西市も一宮市も稲沢市も合併算定替えの恩恵を受けておりますし、愛西市なんかは弥富よりもはるかに高い割合で合併算定替えの恩恵を受けていますよね。

問題は、こういう基礎的な収入が、全部合わせても90億円台の市の収入の中の占めている位置です。そこで、当初予算に比べて平均で4億9,900万円、パーセントでいっても

4%台の高いような割合で、きちんと入ってくるお金が当初に見込めるか。

結局、私どもがこの間問題にしてきたのは、予算を組むときは財政調整基金を大幅に繰り入れるとか、そういうことをずうっと続けてきて、そんなことをしておると弥富というのは新聞にも載るわけですから、こうやって繰入金をどんどん使っておればすぐ底をついてしまうんじゃないかというような心配を持ちますし、同時に弥富市の財政的な実力や力量というのが市のトップにきちんと伝わっていないということが、非常に懸念をされる問題です。

しかも、今いみじくも部長がおっしゃられましたが、弥富がこういうことができた大きい要因は確かに今言ったようなこともあります。もう一方で、前にも申し上げましたが、東海4県46市の中で、平成20年がどこも税収のピークだったんですが、1人当たりの税収でふえたのは弥富だけなんです。23年度に。また、25年度はそれを超える収入があるわけです。確かに臨海工業地帯の増収というのはほかの市町にはないわけでありますが、ただそれだけで弥富の税収がふえたわけでは絶対ないわけ。特に住民の所得というのは減り続けてきておりまして、今配らせていただきました一番最後の内側の表を見ていただきたいんですが、これは前に配らせていただいたものなんです。納税者の個人所得といいますと、これは平成10年版ですから3年前ですね、13年版と比べて、弥富でいうと頭のほうから5番目ですが33万1,800円課税所得というか、税金を納める基礎になっておる所得が納税者1人当たりでそれだけだったものが、309万4,000円に下がっている。全体の中でも決して高いほうではないんです。その中で弥富の税収の占める固定資産税の割合というのは、尾張18市の中で一番上に弥富市がありますが、真ん中より少し右側のところに税収の中で占める固定資産税の割合を示しておりますが、平成20年と23年の比較で57.1%が57.6%、ここも他の市町は基本的に減っておるという状況の中で、弥富だけが一番高かった割合がさらにふえているということ。それから、瀬戸市を見ていただくと、17年度に比した隣に固定資産税のふえた割合が載っていますが、弥富は122.8%、瀬戸市は92%で、瀬戸市も何もしなかったわけじゃないんですが、新しい建物が建ったり、あるいは新しい非住宅用地なんかがふえなければ、固定資産税は今こういうふうになら減っていく仕組みになっているんですが、弥富市だけは断トツで122.8%。さらに2番目が岩倉市で5.6%の伸び、その隣に1人当たりの個人市民税の、これは17年と23年の比較ですから減っておるところは一つもありませんが、幾らかですが弥富が一番ふえていると。こういう状況というのは、やっぱり弥富市の特別な事情の中で発生していることですね。

ここからちょっと市長にお尋ねしますが、さきに市長は、佐藤町長時代に都市計画税を取っておいたら弥富はもっとよくなっておったのではないかなというふうなお話をされたことがございますが、私は都市計画税を取ってなかったことが、実はこの変化をつくり出した最大の理由の一つとなっているというふうに見ております。

以前にも皆さんに見ていただいたものがございますが、急速に伸びたのは平成18年から23年というんですか、最近に至るこの時期ですが、18年から22年までの伸びの割合でいうと、伸びた割合の全体の伸びたうちの伸びた額だけ、全体で弥富市の税収がふえた。その中で西部臨海工業地帯のふえた割合というのは、たしか53%ほどだったと思います。ところが、今見ていただいた瀬戸市のように、特別なことをしなければどんどん減っていくという時期ですから、当然全体でふえた分は全体で減った分をかなりカバーしながらということでふえてきておりますので、実際には西部臨海工業地帯もそれ以外のところで、もちろん市街化区域ばかりじゃなくて、背後地の鍋田干拓の中なんかもかなりふえていますからね。そういうのも含めてなんです、それにしたって西部臨海工業地帯でふえた割合よりも弥富全体でふえた割合が非常に多い。

その中で、市街化区域でふえた割合が非常に、だから平成18年、19年というのは西部臨海工業地帯でもそのほかのほうがかなり多いですよ。見ていただければわかります。その大きい理由は、実は都市計画税がないこと、地価が安いこと、それから交通の便がいいこととか、子育て支援がすぐれておるだとか、そういうような事情が重なり合って、特に市街化区域の農地を持っておられた皆さんが相続税対策を兼ねて、要するに賃貸住宅をつくって借金をすれば借金と財産が相殺されるというメリットを生かし、今言ったような条件も生かして頑張っていたこと。そして、相続税は一時的に少し安くなるんですが、弥富市に対しては固定資産税を永久に払い続けるということ、施設がある間は選択をされたことで、このことが実はこの時期に弥富の税収が大幅に伸びた原因であって、こういう低成長の時期にこんなような前進ができた大きい理由の一つだというふうに私は考えますが、市長、そこはどのようにお考えでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 平成25年度の最終的な決算についての税収はまだ確定はされておられませんけれども、今回補正で2億1,000万ほど補正をすることにおいて、77億台の税収がほぼ確定していくかなというふうに大変喜んでいるわけです。これは、市民の皆様の大変な御努力と、そして先人の皆様のあれがあったからなというふうに強く思うわけでございます。

都市計画税につきましては、今まで三宮議員といろいろと議論を重ねてきておるわけでございますけれども、今回、皆様方に昨年の12月にお示しをさせていただきました中期財政計画に対する10年の財政の見通しを立てさせていただいておるわけでございますが、これは何と言っても、先ほどからお話がございますように、地方の特別交付税という形の合併算定替えの特例というのが平成27年をもって最終となり、28年からは5年間でゼロになるという事実でございます。そういったようなことを計算していくと、大変厳しい状況だろうというふうに思っております。

都市計画税を導入する前に、我々はやるべきことがたくさんあります。第2次の行政改革の中にもいろいろ進めさせていただきました。そして、今平成26年から向こう5年という形で第3次の行財政改革を進めていくわけでございますけれども、例えば10年後9億円ぐらいの財源不足ということが予測する中において、行財政改革を進めていくわけでございますけれども、なかなか行財政改革だけでは、至難のわざだろうというふうにも思っておるわけでございます。

さらに市の中心街、あるいは公共下水道事業、あるいは都市基盤整備事業、いわゆる都市計画税という形の中で、目的税として利用させていただくさまざまな都市基盤整備をもっともっとやっていかなきゃならないというふうにも思っておるわけでございます。そうすることが弥富の魅力につながり、さらに人口の増ということも含めて弥富市の魅力づくりをすることができるというふうにも思っております。

今、私どもは毎年予算を編成する上に、投資的な経費という形で土木費であるとか、農業水産事業費という形の中で、一方では民生費の伸びが120%ぐらいあるときがあるわけでございますので、なかなか全体の予算組みをするときには土木費というようなところの投資的な経費を削減せざるを得ないというような状況でございます。そういった意味におきまして、駅中心を中心といたします基盤整備がまだまだできないというような状況でございます。

平成26年度の予算を見ていただいてもわかりますように、土木費は95%を切っているような状態で上げさせていただいております。一方の民生費は前年比で120%という状況、この予算書を見ていただければ一目瞭然でございます。そういった形の中で、この土木費に対して市民の負託、あるいは我々職員がこういうことをやっていかなきゃならないということに対してもどうしても順序がおくれてしまう、そんな状況でございます。

きのう、横井議員のほうから鰯浦川1号、3号のお話もいただきました。何とかこれを前へ進めたいということで、1号、3号の護岸整備という形の中で、地域住民の方にももう少しいい環境づくりをしていきたいわけでございます。これには1億6,000万かかるんです。1次工事だけで1億6,000万かかる。そういう状況の中で予算が組めない、そういうことも実際でございます。これは市街化区域の中での整備計画ですよ。そうした形の中でのものが全然できない。これは先ほども言いましたように、集中的な予算としての全体的な経費が足りないということでございます。

いずれにいたしましても、これから大変厳しい消費税の増税であるとか、あるいは物価の値上がりというようなことがございますので、これにつきましては今すぐ都市計画税をお願いしていくということは考えておりません。しかし、先ほども言いましたが、中期財政計画の中でどういうところかということにつきましては、これから私たちも議論をさせていただきたいということをお願いしておるわけでございます。

もっと中心地の安心・安全、そしてまた魅力のあるまちづくりといったことに対しては、どうしても都市計画税というのは私は必要になってくるということを思っているわけでございます。そういった意味で御理解をいただきながら、一緒になって議論を重ねていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 三宮議員、質疑の途中ですけれども、休憩をとりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

ここで暫時休憩します。

再開を2時20分とします。

~~~~~

午後2時08分 休憩

午後2時20分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、三宮十五郎議員、お願いします。

5番（三宮十五郎君） 先ほど市長の御答弁にもありましたように、1億5,000万がなかなか出てこんというお話ですが、要するに今までの弥富の合併以降の状態というのは、財政調整基金は基本的に取り崩さずに、公共施設の積立金を取り崩す範囲で事が進んできたんです。

さっきの24年ですか、1億8,000万ほど、今までに比べれば確かに見込みは縮まっています。だけど、市長、1億8,000万が初めから入ってくることがわかっておったら、もっときちんとして今おっしゃったような問題は解決しますよね。だから、積立金をどんどん取り崩してやるということについていうと、よっぽど特別な事情がなければできませんが、ことし入ってくるお金がこれだけ基本的なところがありますということがわかれば、もっと積極的な予算が組めるわけですから、だってそうですがね。一番毎月の月収というような格好で決まって入るお金がこれだけあるというのはその範囲でやれますが、それが今までのやり方だと大幅に積立金を取り崩してやるということであって、結果としてあけてみると、6年なら6年で見てみると、年平均4億何千万円が実は当初予算よりも多かったと。だから、積立金なんか基本的に取り崩さなくてもいいということでしたね。積立金をどんどん取り崩すというふうに市民や職員や市の幹部や議会にも映っておれば、やっぱり市長が今おっしゃったように1億5,000万はなかなか出てこんよという話になるんですが、大体そういう事業に必要な費用については、この間、いろいろ恵まれたこともあります。もう一方で企業立地奨励金は交付税もその分を減らされますから、実際には弥富市として使えるお金がそれだけ減った中でこういうことができてきたということで、この状態がきちんと市の財政当局、幹部、それから議会、市民が共有するということは、私は特別に今後の市政を進めていく上で大切な課

題だと思しますので、やはりこの問題について、市の財政当局とトップの間で本来どうすべきかということについて少し詰めた御協議をしていただき、またそういう財政をずっと5年以上にわたって組んできた幹部たちですね。当時の係長だったり、補佐だったりという人たちだと思いますが、まだ皆さん、多分10人ほどその時期にかかわった人たちが市内におりますので、そういう人たちの意見も聞きながら、この問題については一度きちんと検討していただくことを要請して、次の質問に移らせていただきます。

次に、防犯灯の器具の取りかえの問題、この事業は私はもっと位置を引き上げて、それこそ市民と協働の市政を進めていく上でのいいテーマだと思いますので、今回も予算に組まれておりますが、少し立ち入ってお尋ねをしたいと思います。

弥富の防犯灯につきましては、たしか昭和54年当時の佐藤町長の時代に、それまでは裸電球で雨が降れば切れる、風が吹けば切れる、雪が降れば切れるということで、私も割方早い時期に区長補助になったことがあります。かえるのが区長補助役員の仕事で、電柱に自分ではしごを持って行って上がってやるような状態から、何とかならんかというふうに考えておりましたら、ちょうど私どもの新聞に関東地方で蛍光防犯灯ができたということで、大変好評だという記事が載りまして、早速議会で取り上げましたら、3カ年計画で実施しようという町長の答弁がございましてやられた。そして、実際にその後更新を始めたのは、今手元にあります資料によりますと平成11年ごろからですね。それ以前は、新設はしたけれども更新はせずに、だから昭和54年ごろからやって、平成10年までは全然更新せずに来ておるといふ、それぐらい結構長く使われております。私の町内でも、まだ昭和62年設置のものが2灯ほど残っておりますが、ただ問題は古くなれば、どんどん自動点滅だとか、そういうものが傷む割合が早くなりますので費用がかさみます。

そして、平成14年に今度は私の妻が区長補助員になったときに、徹底して町内の防犯灯をきちんと直すことをやりましたら、当時の3,200円では赤字になるからということで、そのことを申し上げて3,400円に上げていただきました。これで24年にLEDに移行が始まったと思うんですが、そのときに81灯のうち21灯をLEDに切りかえました。本当に皆さんに喜ばれています。だって、今までは点滅器をかえるとか、球がえすとかというのは電気屋さん頼むと上がって行って傘をおろしてきて洗ってまたやるということで、大体2,000円前後でどこもやっているんですが、大変な負担ですよ、それらにとってみたら。これがLEDになってしなくてもよくなったことと、それから自治会に渡す維持管理費は1灯3,400円から1,200円に下がりました。仮に20年間かけて蛍光防犯灯を使うとすると、年間の費用は3,925円になります。LED灯をここの価格でやりますと3,300円になりまして、625円、維持費も含めて、交換の費用も含めて節約できます。

このことがわかっておれば、取りかえる電気屋さんたちの苦勞も大変なものなんですね。

それを考えたら、私は市のほうから、特に古いものは2,000灯以上ありますが、これについては早急にかえると。そして、それをかえながら、年次が過ぎて切れる割合が多くなっているものはかえていくということを市の方針としてはっきり打ち出して、区長さんや区長補助員さんに出して、これほど皆さんに喜んでいただくことを今弥富市はやっていますというPRをすることと、それから無駄な電力を使わないという今日のあれにも、防犯灯ぐらいですから大したことありませんが、それにしたってかえる費用も下がるということですので、ぜひそういう位置づけにしてやっていただきたい。

今は残念ですが、ついておる間にかえないよということなんですが、私どもは地元の電気店と相談をして、ついておっても、点滅灯なんかの切れる割合が高くなって費用がかさむものについては不良品として交換をしていただくということで、電気屋さんに依頼して、そうだという話だということならフリーで通っていくんですが、ほかの自治会長さんたちが真っ赤にさびたやつを古いからかえたいと言ったら、古いからではだめですと、こういう話では皆さんのところに話が通じないでしょう。ここは小さい仕事ですが、仕事にかかわっている職員の方が、市民の皆さんや自治会の方々がどんな苦勞をしながらやっておるかということに思いをはせるなら、こんないいことはもっとみずから提案をして、予算をふやして、計画的に更新するということをするべきだと思いますが、市長、いかがでしょう。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 防犯灯のLED化につきましては、先日、三宮議員の御地元の上之割の自治会の中で詳しくお話を伺ったところでございます。

平成26年度につきましては、一応そういった形の予算もしておるわけでございますけれども、やはり長寿命化という形について、あるいは総体的なコストということについて、少し私たちは精査が足りなかったなというふうにも思っております。そうした形の中で、26年、しっかりと精査をさせていただきながら、予算の配分も含めて、この問題につきましては前向きに取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 本当地元の皆さんの防犯対策と、それから交換する人たちの御苦勞、安い費用でやっておりますので、これがこういう格好になると喜んでいただけますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に下水道ですが、ことしの予算の概要書を見ましても、集落排水とあわせた借金の残高は、合併時の22億5,500万円から2.85倍の64億3,562万3,000円という見通しであります。これだけ借金をしておって、両方合わせて1年間に払う元金は1億4,380万円ほどですから、本当に借金をしてなかなか返さずに、利息を払いながら持ち合っていくという構造になっ

ておりまして、例えばことしの公共下水道の使用料につきましては8,810万1,000円の予算が計上されておりますが、使用料負担金として愛知県の流域下水道に払う負担金が7,962万5,000円、利息は8,395万8,000円と。8,800万円の使用料で、利息と使用料負担金で1億6,300万負担をします。水道の場合は、この利息も全部水道料金に上乗せする仕組みになっておりますが、下水道はずうっと先送りにしていきます。

実際に、今、南部水道の議員をやらせていただいておりますが、海部南部水道が50年間の間にこの施設整備のために使ってきたお金は、現在の加入者人口1人当たり31万3,000円です。そのうち、減価償却費はいろんな形で水道料金の中に入っておりますが、そういうものを除いて借金をして返した分、それから今借金をしておいて水道料金の中で返していかなきゃいかん分を合わせまして、31万3,000円のうち、その借金を返した分と加入者分担金ですか、合わせた1人当たりの負担は10万円です。これは、よその例えば犬山市の負担の7倍だとか、丹羽広域の5倍だとか、愛西市の2倍だとかいうレベルですが、それでも南部水道の1立方メートルの原価は199円余りです。

ところがこの公共下水道につきましては、多分どう見たって実人数で考えれば地域全体の整備で1人当たり120万円ほどかかって、現在の計画では借金は47万円、南部水道の10万円の4.7倍の借金を水道料金や市町の負担で返していかなきゃいかんということですから、どれほどの将来負担になるかはおよそ、当然イコールではありませんから同じだとは言いませんが、わかると思います。

この事業が持っている将来負担を考えますと、当然、東洋経済新報社の住みよさランキングの中でも下水道と合併浄化槽を合わせた普及率というふうになっておることもありますし、弥富のような、あるいは海部南部水道区域のような非常に人家がばらばらのところで何もかも下水道でやっていくということは、この予算の状況や南部水道の状況を見たら、とてもこのままでいいと思いませんので、十分精査をして、どうしても必要なところはやっていくが、そうでないところについては考えていく、今の計画を肅々とというような対応は改めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 公共下水道事業についての御質問でございます。

私どもとしては、農業集落排水事業が全ての面展開ができるということで、また皆様にもお願いしたいわけですが、十四山東部がことしの6月には供用開始するというような状況でございます。ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

公共下水道事業、三宮議員のおっしゃるとおり、大変厳しい事業であることは間違いございません。私どもといたしましては、これから25年の長期的なスパンの中でこの事業を推進していこうと思っているわけでございます。

今現在は、その全体の整備率としては20%、約170ヘクタールが整備できました。全体計画は867なもんですから、約20%の整備ができたということです。そして、供用開始しているところの接続率は約4割にまで上がってまいりました。まだまだ、私たちの啓発であるとか、あるいは公共下水道事業に対する住民の皆様の意識、そういったことについてもこれからしっかりとPRしていかなきゃならないというふうに思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、私どもはこの事業に対しては国の支援がないとできないということでございます。そうした中では、4市2町という形で公共下水道事業を展開するところと一緒に国の方にも要望しているところでございます。

今後、大変厳しいという状況は容易に想像できるわけでございますけれども、市民の皆様の意見を踏まえながらしっかりとした構想を持ち、そして効率的に整備を進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 予定どおり補助金が入っても、今のそういう負担は市と市民について回りますので、とてもこのまま負担できる額ではありませんので、その辺につきましても以前から原価を明らかにしていただきたいということを強く要請しておりますが、重ねてそのことも要請し、御検討いただくことを強く申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

あと、予算に関する説明書の246ページ、上から3行目から何行か、地盤沈下対策事業補償ということで、地元負担金借入額の元利償還金に対する6分の5を市が、これだけ見ると肩がわりをするというふうになっておりましたので、先日、担当課長等にお尋ねしましたところ、6分の5もやっているが、その他の支援もあって、基本的に排水路については解消しているというようなお話があったんですが、実際のところ、ここの記載が間違っておるのか、それとももっと別な形で記載がされているのか、ちょっとその辺の御答弁をいただきたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） では、お答えさせていただきます。

地盤沈下対策事業におけます補助でございますけれども、今議員おっしゃられました昭和61年度から平成3年度までに施行しました事業のうちに、地元負担金相当額を土地改良区が借り入れをしております、その償還金の6分の5相当額を補助し、負担金の軽減を図っておるところでございます。これは、もともと6分の5といいますと5%というところでございますが、通常地盤沈下対策事業ですと、市が負担金として5%払っております。こういった意味において、名称は補助金ですが、市の負担金というような意味合いといいますか、そういった感じで5%を市が負担しております。

5番（三宮十五郎君）　じゃあ6分の1はどうなっておるんですか。

農政課長（半田安利君）　地盤沈下対策事業におけますと、5%が市で、残りの1%が地元負担金ということになっておりますが、この1%を市が補助金として土地改良区に補助している状態でございますので、この件につきましても残りの1%を土地改良区に補助しているという状況です。

議長（佐藤高清君）　三宮議員。

5番（三宮十五郎君）　この問題は、道路や側溝、それから都市下水路の地元負担を廃止したときに、私ども鯛浦町でございますので領域かかっているということもありまして、防災対策が基本の事業でもあることから、より上位の県や国の補助金が対応できるような事業でやっていただければ当然町の負担は少なくなるのに、そうやったものがずっと後まで負担金で残っていくのはおかしいんじゃないかという議論がありまして、直していこうということを出発したもんですから、こういう形で残っておるのはちょっと奇異に思っておりましたが、今のような形でされているということや、市長のほうからも防災対策としての役割も大きいのと、最近の農業をめぐる情勢ですね。そういう中でそういう防災対策に係るものについては、基本的に負担を軽減していくというお話でしたので、こういう形で残っていると、今でも残っておるかしらんと思っておりますので、わかりました。そういうことをきちんと説明していただきたいと思えます。それ結構です、そちらはね。

残りの時間で少しお尋ねしたいんですが、今弥富市に、市長もおっしゃられたし、私もさっき言いましたように、たくさん新しいうちが建ったりしておることが住みよさランキングの全国の36番なんかになっている大きい要因なんですよ。これがまた税金につながる。こうやってたくさんの人を我がまちに来ていただくということは、いざというときに逃げられる場所を相応に確保するということについては、どうしても避けて通れない問題だと思うんですよ。

そこで、確かに今個々にあそこのビルだとか、あそこの場所だとかということではされておりますが、圧倒的にまだ十分じゃないということや、それから緊急避難所ですから1人1平米なんていうんですが、例えばビルの廊下や屋根に1平米1人なんておったら助けが来るまでもたんわけで、可能な限り多くの人たちが逃げられる場所というのを確保するというのでいいますと、一つの例としては、例えば高速道路でつながっている弥富インターの周辺に弥富市の逃げ込める一定の高さを持ったエリアをつくる。そして、公団とも交渉して、あそこののりの部分をもう少しかさ上げをしていただいたり、あるいは費用が必要なら弥富市が負担をすとかいう方法で、かなりそういう場所を確保しなければ、弥富の防災計画の最大の穴は、ゼロメートル地帯でありながら避難する場所を指定できないというのが今の状況だと思うんですよ。そういうことができる方向に腹をくくって努力をする必要があると思

いますが、いかがでしょうか。御答弁いただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） あってはなりませんけれども、津波・高潮という形の中で一時避難をしていただく場所、スペースの問題で、私どもとしては南部から、そして中部、北部というような状況の中で、いろんな公の施設も含めまして皆様の御協力をいただきながらやっていきたいというふうに思っております。

そして、NEXCO中日本さんとも高速道路の利用という形については、これは桑名にこの辺の営業所がございますので、その所長さんとも数回お話をさせていただいております。緊急時にはぜひ利用していただきたいということがございます。

しかし、先回も言いましたけれども、高速道路は自動車専用道路でございますので、十分危険には気をつけていただかなきゃいかんということと同時に、私は三宮さんと同じ意見を申し上げました。のり面に対する利用のガイドラインを出してほしいということで、これは宿題ですよということをお願いをしておきました。いずれそののり面利用に対するガイドラインというか、利用方法につきまして、NEXCO中日本のほうから御回答いただけるのではないかなというふうにも思っております。

いずれにいたしましても、どこに逃げていくんだということを皆様方にもしっかりと自分で決めていただくということの中で、高速道路はありという形で考えていきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） じゃあ時間でございますので、最後に、高速道路だと、地震災害もありますから、ゼロメートル災害ですよ、ここは。もっと頻繁に心配しなきゃならんのは。そういうあってはならんことですが、伊勢湾台風のような事態になったときに、やっぱり高速道路の近くに逃げ込める、また高速道路ののり面が使えるということになりますと、ここは車で多分非常用の自動車はつながると思いますので、いろいろ支援も受けやすいし、避難もしやすいということもありますので、そういう場所に弥富市も自前の一定の場所を保有していくとかということも含めて考えないと、たくさんの人においでくださいと言いながら、いざというときには逃げる場所もないのかということでは、やっぱりお勧めするほうもつらいと思いますので、これは腹をくくってのり面を有効に活用していただくこととあわせて、引き続き御検討いただくことを強く要請いたしまして質問を終わります。

議長（佐藤高清君） 以上で通告された質疑は終了します。

関連の質疑ありますか。

〔挙手する者なし〕

議長（佐藤高清君） 以上で質疑を終わります。

本案25件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会とします。

~~~~~

午後2時46分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 小坂井 実

同 議員 佐藤 博

